

教育委員会月報



文部科学省

特集 今年度の重要施策と課題

Series 地方発！我が教育委員会の取組

横浜市教育委員会

小学校高学年における
一部教科分担制の導入による学年経営力強化事業
～学級担任から学年担任へ意識の転換を図るチーム学年経営の取組～

Series 学校事務を核に広がる!! 学校マネジメント

静岡県教育委員会

しずおか型 学校の働き方改革推進プロジェクト—分析・自律・創造—

お知らせ

- 1 教育委員会関係事業の開催予定について
- 2 未来の学校へつなぐ「#教師のバトン」プロジェクトにご参加ください

2021年5月31日発行 第73巻1号

2021 April・May



特集 今年度の重要施策と課題

初等中等教育局	1
総合教育政策局	12
大臣官房文教施設企画・防災部	21
大臣官房国際課・国際統括官	28
スポーツ庁	33
文化庁	42

Series 地方発！我が教育委員会の取組

横浜市教育委員会

小学校高学年における 一部教科分担制の導入による 学年経営力強化事業	58
--	----

～学級担任から学年担任へ意識の転換を図るチーム学年経営の取組～

Series 学校事務を核に広がる!! 学校マネジメント

静岡県教育委員会

しずおか型 学校の働き方改革推進プロジェクト	62
------------------------	----

—分析・自律・創造—

お知らせ

1 教育委員会関係事業の開催予定について	66
2 未来の学校へつなぐ「#教師のバトン」プロジェクトにご参加ください	67

今年度の重要施策と課題

初等中等教育局

1 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」(答申)について

令和3年1月26日に中央教育審議会において「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(答申)が取りまとめられました。本答申では、Society5.0時代の到来など、社会の在り方そのものが劇的に変わる社会状況を見据え、これからの初等中等教育の在り方について、第I部を総論、第II部を各論として、目指すべき改革の方向性が示されました。

急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められているとされました。

この資質・能力の育成に向けては、これまでの日本型学校教育の成果と直面する課題を踏まえつつ、学校における働き方改革や、GIGAスクール構想の実現といった新たな動きも加速・充実させながら、新学習指導要領を着実に実施することが必要であるとされたところです。

その上で、2020年代を通じて実現を目指す学校教育が「令和の日本型学校教育」と名付けられ、その姿が「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と描かれました。各学校においては、教科等の特質や児童生徒の実情を踏まえながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが求められています。

また、「令和の日本型学校教育」の実現に向けては、これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障

の三つを学校教育の本質的な役割として重視・継承していくことが必要であるとされました。その上で、履修主義か修得主義か、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせさせて生かしていくという考え方に立ち、必要な改革を進めていくべきとされています。

これらを踏まえた、今後の改革の方向性は次の通りです。

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的に魅力ある学校教育を実現する

さらに、本答申においては、学校教育におけるICTの活用に関する基本的な考え方も示されました。「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、ICTは基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育が抱える様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要とされました。一方で、ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう、十分に留意する必要があることが指摘されています。

これらの方向性を踏まえた本答申の具体化に当たっては、文部科学省をはじめとする関係府省及び教育委員会、首長部局、教職員、さらには家庭、地域等を含め、学校教育を支える全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、互いにしっかりと連携することで、必要な改革を果敢に進めていくことが期待されています。文部科学省としましても、「令和の日本型学校教育」を実現し、教育の質の向上につなげるため、関連する取組に全力で取り組んでまいります。

本答申に関する資料は[こちら](#)を御覧ください。

2 少人数学級の推進について

少子化の進展や子供たちの多様化が進展する中で、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へと転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する必要があります。本年4月からの義務教育段階の全ての子供たちに対する一人一台端末環境の整備に加えて、その効果を最大化する少人数学級の取組を進めるため、義務標準法を改正し、約40年ぶりに小学校の学級編制の標準を引き下げました。具体的には、今年度より5年かけて小学校2年生から学年進行で段階的に40人から35人へ引き下げていきます。この、学級編制の標準の引下げにより、約1万4,000人の教職員定数の改善を図っていくこととしております。一人一台端末と少人数学級の環境が実現すれば、子供の反応や理解度に応じた指導や、特別な教育的ニーズに応じた指導、協働学習等の学習活動・機会の充実につながると考えています。また、個々の子供が抱える課題への丁寧な対応や、家庭との緊密な連携など、生徒指導面の充実や保護者との連携強化等にもつながり、よりきめ細かな指導が可能となると考えています。

今後、小学校35人学級を実施する中で、小学校での取組状況等も踏まえつつ、更なる指導体制の強化・充実に向けて、引き続き検討していきたいと考えています。

3 GIGA スクール構想の実現について

文部科学省では、Society5.0時代を生きる子供たちに^{ふさわ}相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「GIGAスクール構想」の実現に向けて取り組んでいます。

文部科学省が行った調査によると、令和3年4月の新学期からはほとんどの義務教育段階の学校において1人1台端末と校内通信ネットワーク環境が整うこととなり、充実したICT環境での学びが全国で本格的に始まります。

今後は、整備されたICT環境を最大限活用していくことが重要です。文部科学省では、日々子供たちと向き合う教師の皆様をはじめ、教育委員会など学校設置者に対する支援を充実するため、令和2年12月末に「GIGA

StuDX 推進チーム」を立ち上げ、令和3年4月からは現場の教師8名もチームに迎え、活動を充実していきます。具体的には、各地域においてICTを活用した教育を中核的に担っている先生方とつながりながら、特設サイト「StuDX Style」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01097.html)における1人1台端末の活用方法に関する優良事例や課題への対応事例等に関する情報発信等に努めていますので、是非注目していただきたいと思えます。

高校段階においても、義務教育段階において1人1台端末環境で学んだ児童生徒が引き続き同様の環境で学べるように取り組むことが重要です。文部科学省が令和3年1月から2月にかけて実施した調査によると、47都道府県中42の都道府県が1人1台端末の整備を目標としています。一方、高校段階の学習者用端末の整備については、既に公財政負担により整備を進める取組や、個人が所有する端末の持込みを進めようとする取組など、様々な実態があります。文部科学省としては、令和2年度第3次補正予算において高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用する端末整備を支援するための経費を計上したところであり、各学校設置者におかれては、こうした補助制度も活用しながら、計画的に整備を進めていっていただきたいと考えています。

4 学校における感染症対策及び児童生徒の学びの保障について

新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、感染症対策を徹底しつつ、最大限子供たちの健やかな学びを保障することが重要です。

学校においては、手洗いや^{せき}咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要であり、文部科学省では、学校における衛生管理の指針となるよう、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成し、逐次改訂・周知しています。マニュアルにおいては、学校の設置者から報告のあった学校関係者の感染者数及びその分析、感染状況に応じた具体的な活動場面ごとの感染症対策や、学校で感染者が発生した場合の対応等について示しています。

また、文部科学省では、令和2年6月に「[学びの保障]

総合対策パッケージ」を取りまとめ、各学校における時間割編成の工夫や長期休業期間の見直し、授業における学習活動の重点化等の工夫により指導を充実していただくようお願いしています。また、このような様々な工夫を行ってもなお、年度当初予定していた内容の指導を当該年度中に終えることが困難である場合の特例的な対応として、次年度以降を見通した教育課程編成や、学校の授業における学習活動の重点化などの特例的な対応も行って教育課程を見直すこと等により、学校ならではの学びを最大限に確保していただきたい旨も示しています。

さらに、修学旅行については、子供たちにとってかけがえない貴重な思い出となる有意義な教育活動であるため、文部科学省としては、各学校や学校設置者に対し、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について配慮いただくようお願いしているところであり、引き続き適切に対応していただきたいと考えています。

学校における感染症対策や教育活動の充実のため、これまでも、スクール・サポート・スタッフ等の人的な支援、消毒液など保健衛生用品の整備等の物的な支援に必要な予算を措置してきたところですが、日々、感染症対策に配慮した工夫や取組を行っていただいている学校現場を支え、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、文部科学省としても、引き続き、必要な助言や支援を行ってまいります。

5 学校雇用シェアリンクと学校・子供 応援サポーター人材バンクについて

新型コロナウイルス感染症の影響等により従業員の雇用維持に苦慮され、雇用シェアを希望される「企業」と「教育委員会や私立学校等」をつなげるため、文部科学省ホームページ上に「学校雇用シェアリンク」を本年1月に開設いたしました。

昨年度の補正予算による外部人材の大規模配置を契機に、各自治体では、資格要件を緩和したり、広範囲で人材確保を行ったりしたことにより、現在、これまでにない規模で学生や地域人材など幅広い方々が学校にサポートに入っています。

外部人材の力を学校の力にするということが学校現場に急速に浸透した今のこの状況を、あれは緊急時だったからとまた元に戻してしまうのではなく、この機運をより積極的に進めていくチャンスだと考えています。

学校側にとっても、企業の知見を学校教育に生かす非常に有益な機会になると考えており、是非、積極的に教育委員会や学校には御活用いただきたいと考えています。

また、学校における人材確保を後押しするため、学校に御協力いただける方の登録を全国から募集し、都道府県教育委員会等に名簿を提供する「学校・子供応援サポーター人材バンク」を昨年の4月に開設し、これまで、2万3,000人を超える方から御登録を頂き、各自治体の採用につなげています（令和3年5月17日時点）。

6 学校における働き方改革の 推進について

世の中に染みつきつつある学校が大変な職場というイメージを払拭しつつ、教師が再び子供たちの憧れの職業となるよう、学校における働き方改革は喫緊の課題です。学校における働き方改革は何か一つをやれば解決するといったものではなく、特効薬のない総力戦です。

国・学校・教育委員会がそれぞれの立場において、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備することが重要であり、そのために、あらゆる手立てを尽くして取組を進め成果を出していくことが重要です。

国としては、教師の業務削減に繋がるよう、公立小学校における35人学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、外部人材の活用や部活動改革、免許更新制度の検証・見直し、学校向けの調査の精選・削減などの様々な取組を推進しています。

特に、教師の負担軽減に大きく資する外部人材の配置については、令和3年度予算において、例えば、スクール・サポート・スタッフを前年度当初予算に比べて倍増するなど、必要な経費を盛り込んだところです。

また、学校における働き方改革の自走サイクルの構築のため、各教育委員会や学校における状況について、都道府県・市区町村別に公表するとともに、様々な取組事例についても事例集の発行等を通じて、幅広く展開していきます。

7 新しい学習指導要領について

激しく変化するこれからの社会において、子供たちがしっかりと未来を切り拓くために必要な力を育むことを目指し、

文部科学省では平成 29・30・31 年に学習指導要領を改訂しました。新しい学習指導要領は、小学校においては昨年度から、中学校においては今年度から全面实施され、高等学校においては令和 4 年度入学生から年次進行で、特別支援学校においては小・中・高等学校学習指導要領に合わせて実施されます。

学習指導要領は、全国どの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。時代の変化などに合わせておよそ 10 年に一度改訂しており、子供たちが学校で学ぶ教科書や時間割は、これを基に作られています。

新しい学習指導要領は、従来の学習指導要領で掲げられてきた子供たちの「生きる力」を育むという目標は引き続き大切にしながら、これからの時代において子供たちに必要となる力を確実に育むことを目指し、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」も重視して改善を図っています。

「何ができるようになるか」の点では、全ての教科等において、育成を目指す力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、子供たちの力をバランスよく育みます。

資質・能力の三つの柱



そうした力をしっかりと育んでいくため、「どのように学ぶか」の点で、「主体的・対話的で深い学び」（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の視点から、授業を改善していくことを目指します。一つ一つの知識がつながり、「わかった!」、「おもしろい!」と思える授業、周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業などを目指していくことで、子供たちの力を確実に育みます。また、各学校

において「カリキュラム・マネジメント」を確立し、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

子供たちの「生きる力」を確実に育むためには、新しい学習指導要領の趣旨・内容を多くの方々と共有することが大切です。保護者や地域の皆様のお力添えを頂きながら、学校教育がこれからも子供たちの「生きる力」を確実に育んでいけるよう、子供たちの学びを社会全体で応援していきたいと考えています。

新しい学習指導要領に関するより詳しい情報は、「学習指導要領ウェブサイト」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm）を御覧ください。

8 外国語教育の強化について

小・中・高等学校を通じ、外国語活動及び外国語科では、「自分の考えや気持ちを伝え合う言語活動を通してコミュニケーションの資質・能力を育成」することを目標としています。

文部科学省では、小学校外国語教育の指導体制の整備に引き続き取り組むとともに、生徒の英語力向上に向け、教育委員会が行う教師の指導力向上のための取組への支援、オンラインを活用した教師の指導力向上等に努めてまいります。また、授業実践例や指導のポイント解説等の動画公開（令和 3 年 5 月現在計 53 本）など、授業改善に向けた支援を行っています。

「外国語教育はこう変わる! YouTube 文部科学省 mextchannel」へは、[こちら](https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f)から <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

9 新しい時代の高等学校教育の推進について

高等学校への進学率は、約 99%まで上昇するなど、今日では高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての子供たちが進学する教育機関となっています。それゆえ、高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験など様々な背景を持つ生徒が在籍しているという現状を踏まえて教育活動を展開することが極めて重要です。高校生の現状の一つとして、その学習意欲に目を向けると、全体的な傾向として学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、

こうした課題に対応するためにも、これからの高等学校には、それぞれの高等学校において特色・魅力ある教育を行い、生徒一人一人が主体的に学びに取り組むことを支援していくことが求められます。

また、現代社会は予測困難な時代とも言われ、実社会において求められる能力も刻々と変わり続けています。このため、特定分野に関する知識及び能力だけでなく、他分野に関する理解や、新たなことを学び挑戦する意欲を育むことが欠かせません。さらに、選挙権年齢や成人年齢が18歳に引き下げられる等の状況を踏まえ、生徒が高等学校在学中に主権者の一人としての自覚を深めていくための学びが求められます。

こうした背景を踏まえ、中央教育審議会においては、平成31年4月17日以降、新しい時代の初等中等教育の在り方について専門的・実務的に検討が行われ、令和3年1月26日に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」が取りまとめられました。同答申を取りまとめるに当たっては、新しい時代の高等学校教育の在り方について集中的に調査審議を行うため、「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」が設置され、同ワーキンググループにおいても「審議まとめ」が令和2年11月13日に取りまとめられています。

(1) スクール・ミッションの再定義とスクール・ポリシーの策定

同答申においては、まず、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、各学校の設置者が、各学校や所在する地方公共団体等の関係者と連携しつつ、在籍する生徒の状況や意向、期待に加え、学校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情を踏まえて、また、20年後30年後の社会像・地域像を見据えて、各学校の存在意義や各学校に期待されている社会的役割、目指すべき学校像を明確化し、いわゆるスクール・ミッションとして再定義することを提言しています。現在も各高等学校には学校教育目標等が掲げられていますが、ともすれば抽象的で特徴が分かりにくい、校内外への共有・浸透が十分ではないといった指摘もされており、生徒及び学校内外の関係者に対して分かりやすく高等学校の役割や理念を示すものとして検討されることが求められます。

また、そうしたスクール・ミッション等に基づき、学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善を進めることが不可欠であり、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続

性を担保するため、育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針（「スクール・ポリシー」と総称する。）を策定・公表することが提言されています。各高等学校においては、スクール・ポリシーを起点としたカリキュラムマネジメントを適切に行い、教育課程や個々の授業、入学者選抜の在り方等について組織的かつ計画的に実施するとともに、不断の改善を図ることが求められます。

(2) 「普通教育を主とする学科」の弾力化

また、同答申は、高等学校の特色化・魅力化を促進する上で、普通科の在り方についても提言しています。すなわち、現行法令上、「普通教育を主とする学科」は普通科のみとされていますが、約7割の高校生が通う学科を普通科として一くりにするのではなく、各学科の取組を可視化し、情報発信を強化するため、各設置者の判断により、当該学科の特色・魅力ある教育内容を表現する名称を学科名とすることを可能とするための制度的措置が提言されました。

どのような学科を設置するかについては各設置者が各地域や高等学校の多様な実態を踏まえて検討されるものですが、例えば、学際的な学びに重点的に取り組む学科、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科などが考えられます。こうした学科においては、現代的な諸課題に着目した学習を通じて、教育課程全体を通じて探究を重視し、各教科・科目等と総合的な探究の時間を往還する学習が行われ、他の学科における取組を牽けん引いん・先導する存在となることが期待されます。

(3) 産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成

加えて、職業教育を主とする学科を置く高等学校について、地域産業界を支える革新的職業人材を育成するため、産業界と一体となった社会に開かれた教育課程を推進することが提言されました。具体的には、地域の産官学の関係者が一体となり、将来の地域産業界の在り方を検討し、専門高校段階での人材育成の在り方を整理し、それに基づく教育課程の開発・実践、その他、教師の資質・能力の向上、施設・設備の充実が挙げられています。

また、高等教育機関等と連携し、先取り履修等の取組を推進すること、専攻科や高等専門学校への改編等必ずしも3年間に限らない教育課程や、高等教育機関と連携した一貫した教育課程の開発・実施を検討することも考えられるとしています。

(4) 高等学校通信教育の質保証

同答申においては、通信制課程を置く高等学校で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境のもとで存分に学ぶことができるよう、高等学校通信教育の質保証に向けた方策についても提言しています。具体的には、教育課程の編成・適正化の観点から通信教育実施計画の策定・明示、サテライト施設の教育水準の確保の観点から面接指導等実施施設の教育環境の基準の明確化、多様な生徒にきめ細かく対応するための指導體制の充実の観点から面接指導は少人数を基幹とすべきことの明確化、主体的な学校運営改善の徹底の観点から教育活動等の状況に関する情報公開の義務付け等の対応方策が示されています。

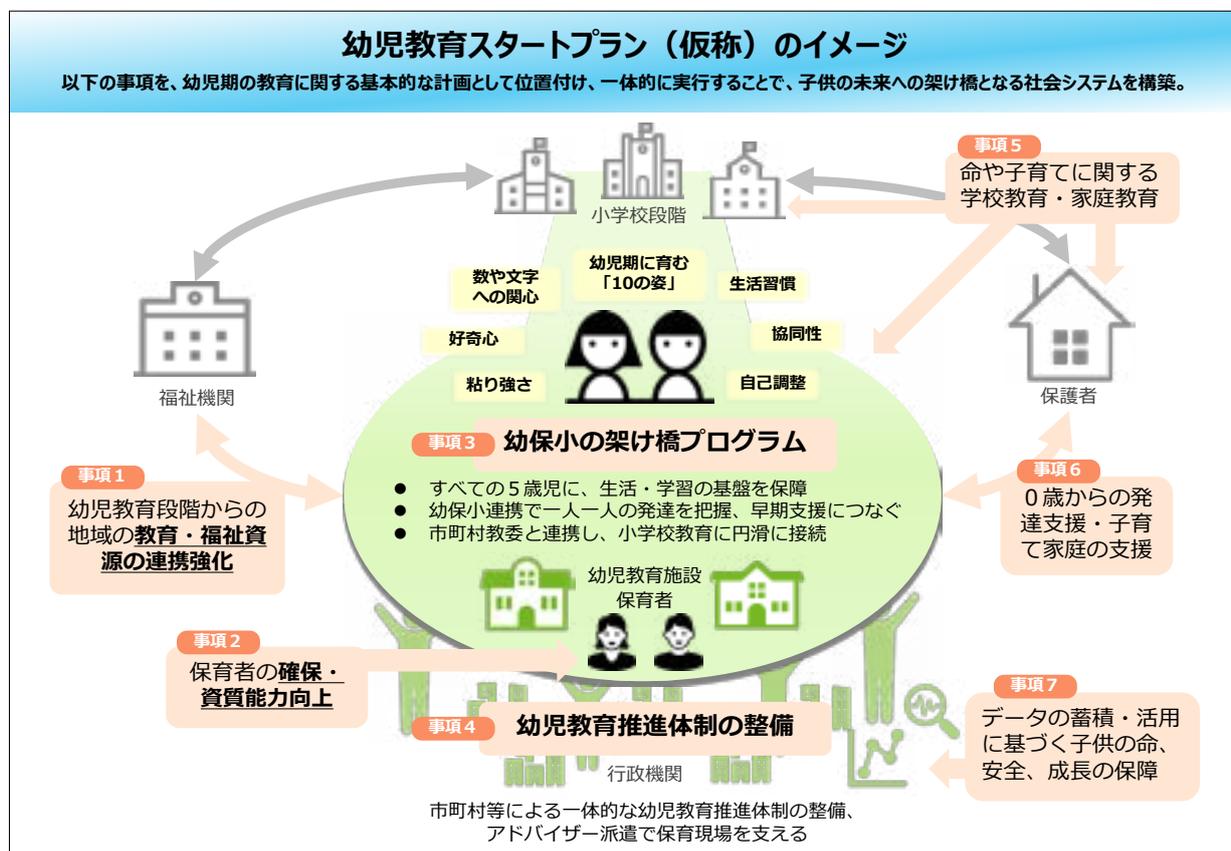
このほかにも、地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現、新しい時代に求められる総合学科の在り方、定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応など、高等学校教育の全般にわたる提言が取りまとめられています。

文部科学省においては、こうした中央教育審議会の提言を踏まえて、全国の高等学校の特色化・魅力化に向けた取組を推進してまいります。

10 幼児教育の振興について

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育を提供することは極めて重要です。こうした幼児教育の重要性も踏まえ、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施されているところ、国や地方公共団体は、幼児教育・保育に携わる全ての者と協力し、教育の更なる質の向上に取り組んでいく必要があります。

平成30年度から実施されている幼稚園教育要領等では、幼児教育において育みたい資質・能力の明確化や小学校教育との接続の推進に関する内容の充実が図られています。全ての子供に対して幼児教育段階において生活や学習の基盤となる力を育み、しっかりと小学校以上の教育につなげていくことができるよう、全ての5歳児の生活・学習基盤を保障する「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進等、「幼児教育スタートプラン（仮称）」の具体化に向けて取り組んでまいります。令和3年度予算においては、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした新規課題に的確に対応しつつ、幼児を健やかに育むよう、幼児教育実践の質の向上を



ソフト・ハードの両面から総合的に推進してまいります。

ソフト面では、幼児教育アドバイザーの配置・育成など地方公共団体における幼児教育の推進体制の充実・活用強化、質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる幼稚園教諭の人材確保・キャリアアップの取組の推進、幼稚園のICT環境整備、指導の在り方に関する調査研究などを実施します。ハード面では、幼稚園・認定こども園の園舎の耐震化や感染症予防の観点からの衛生環境の改善に係る費用への補助を行います。

また、「子ども・子育て支援新制度」では、消費税財源を活用して、「量」と「質」の両面から子供の育ち、子育てを支えており、新制度移行後も、幼稚園教諭等の処遇改善を進めております。令和3年度予算においては、幼稚園の預かり保育に支援を行う一時預かり事業（幼稚園型I）を充実し、質を伴う預かり保育を長時間行う幼稚園に対する加算額を増額します。また、幼稚園が満3歳未満の保育の必要性認定を受けた子供の受入れに支援を行う一時預かり事業（幼稚園型II）を充実し、受入れ単価の増額等を行います。

11 特別支援教育の振興について

我が国では、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」等を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるよう条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導や支援を行うことができるよう、特別支援学校、小学校・中学校の特別支援学級、通級による指導、通常の学級による指導といった多様な学びの場の整備や、教師の専門性の向上、障害のある子供に対する合理的配慮の提供や切れ目ない支援体制構築の促進などに精力的に取り組んでいます。

現在、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、通級による指導（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別な場で受ける指導形態）においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われています。

特別支援教育の現状としては、令和元年5月1日現在、

特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている幼児児童生徒の総数は約56万人となっており、増加傾向にあります。このうち義務教育段階の児童生徒については、約48万6000人で、これは全体の約5.0%に当たります。平成30年度から、高等学校段階における通級による指導が開始され、令和元年度からは全都道府県において実施されています。

また、文部科学省では、平成29年4月に特別支援学校幼稚園教育要領、小学部・中学部学習指導要領、平成31年2月に特別支援学校高等部学習指導要領の改訂を行い、①重複障害者である子供や知的障害者である子供の学びの連続性、②障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実、③キャリア教育の充実や生涯学習への意欲向上など自立と社会参加に向けた教育等を充実させました。（令和3年度から中学部が全面実施）さらに、学校教育法施行規則を改正し、個別の教育支援計画について規定したりするなど、障害のある子供やその保護者に対する関係機関が連携した支援の充実に関する取組を行っています。

このほか、令和2年3月には、通級による指導を受ける児童生徒が増えている状況を踏まえ、「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成しました。ガイド本体は簡潔で分かりやすい内容とし、学習指導要領や通級による指導の手引きなど、適宜、既存の参考資料にリンクを貼り、詳細はそちらで確認できるような作りとしました。文部科学省のホームページで公表していますので、[こちら](#)から御覧ください。

令和2年4月には、病気療養児の遠隔教育について学校教育法施行規則が改正されました。この改正は、高等学校段階の生徒について、従来、多様なメディアを利用して行う同時双方向型の遠隔授業による単位修得数等の上限が定められていたところ、病気療養中等の生徒の教育機会の確保の観点から、単位修得数等の上限の緩和を行うものです。改正については、地方自治体等に対し通知を発出し、制度の周知が図られています。令和2年11月には、交流及び共同学習をより一層充実させるため、「交流及び共同学習オンラインフォーラム」を開催し、地方自治体における取組の参考となる優れた実践事例を各20分程度、動画で紹介しました。このオンラインフォーラムの開催に当たっては、静岡県、福井県、仙台市、長野県南箕輪村、国土交通省に御協力いただいています。[こちら](#)から御視聴いただけますので、是非御覧ください。

令和元年9月には、医療や福祉との連携の推進、障害

者の権利に係る国際的な議論の動向等を踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うために、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が設置されました。

この会議は、令和2年12月22日までに計13回開催され、障害のある子供の学びの場の整備・連系の強化や教師の専門性の向上、ICTの利活用、関係機関との連携強化などについて議論が行われました。これらの議論については、令和3年1月に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」として取りまとめられ、公表されています。

こうした取組を通じて、障害のある児童生徒が、障害の状態に応じた十分な教育を受けることができるよう、引き続き、切れ目ない支援体制を構築するなど、特別支援教育の充実を進めていきます。

12 いじめ対策・不登校児童生徒への支援について

いじめは決して許されないことですが、どの学校でもどの子供にも起こり得るものです。いじめの問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。そして、いじめの問題に対しては、全ての関係者が、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要があります。いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくことが重要です。

文部科学省では、これまで、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針等に基づく対応が徹底されるよう、学校や教育委員会等に対する指導・助言や研修会の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実などの取組を進めてきました。また平成29年に、基本方針の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行いました。さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、通話料無料の「24時間子供SOSダイヤル」を整備しています。一方、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段としており、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっています。こうした状況を受け、文部科学省では、平成29年に有識者会議を立ち上げ、いじめを含む様々な悩みに関する児童生

徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行い、平成30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめました。また、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援しており、令和2年度からは対象団体を拡充し、全国展開を図るとともに、継続的な支援制度に発展させることとしています。

また、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで「問題行動」と判断することなく、個々の状況に応じた支援を行うことが必要です。

こうした認識の下、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立したことを受け、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定めるなど、文部科学省として不登校児童生徒への支援体制の充実を図っております。

令和2年度からは、自治体における不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や教育支援センターにおける相談・支援体制の強化のための取組を推進するため、「不登校児童生徒に対する支援推進事業」を実施するとともに、令和3年度からは新たに、不登校の未然防止等に向けた校内の別室における相談・指導の充実等に関する調査研究を実施することとしております。

引き続き、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援の推進を図ってまいります。

13 キャリア教育の推進について

キャリア教育は、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目的とする教育です。新学習指導要領においては、特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを、小・中・高等学校の総則にそれぞれ規定しました。学校における具体的な方向性としては、「学校における体系的・系統的なキャリア教育実践の促進」や「職場体験活動やインターンシップなどの職業に関する体験活動の充実」、「児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等の活用」等があげられます。

その中で、「児童生徒が活動を記録し蓄積する教材」については「キャリア・パスポート」として、令和2年4月よ

り小・中・高等学校で実施しています。「キャリア・パスポート」は学んできたことを振り返り、気付いたことや考えたことなどを児童生徒が記述して蓄積する、いわゆるポートフォリオ的な教材です。小・中・高等学校の各段階における学習や生活を振り返って蓄積していくことにより、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を充実させることが期待されます。

文部科学省では、各学校においてキャリア教育の更なる充実が図られるよう、小学校段階からの起業体験活動の推進や、地元への理解や愛着を深めるキャリア教育の推進など、必要となる取組を進めています。

14 学校健康教育の充実について

学校健康教育は、学校保健、学校安全、食育・学校給食に関する取組を充実することにより、子供の心身の健やかな育成を図るものです。このうち、朝食欠食の増加等の食生活の乱れや、アレルギー疾患等の現代的な健康課題が顕在化しており、文部科学省では、このような現状も踏まえ、各施策に取り組むこととしています。(学校安全に関する施策については20ページ参照)

(1) 学校保健の推進

近年、アレルギー疾患やメンタルヘルスに関する問題等、子供の健康課題が多様化・複雑化していることから、学校保健に関する学校内の体制整備を促進するとともに、地域の医療機関等の専門性を取り入れるなど地域と一体となった学校保健を推進することが重要となっています。

文部科学省では、地域の医療機関等との連携による学校保健の課題解決に向けた取組を推進するとともに、「第3期がん対策推進基本計画」(平成30年3月閣議決定)を踏まえ、各地域の実情に応じたがん教育総合支援事業を展開しています。

また、経験の浅い養護教諭の配置校等で指導助言を行うスクールヘルスリーダーを学校へ派遣する取組を行うとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等の現代的な健康課題に関する教職員向け研修会等を開催するなど、教職員の学校保健に関する資質向上を図っています。

さらに、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、発達段階に応じた啓発教材の作成など、薬物乱用防止教育の充実を図っています。

(2) 学校における食育・学校給食の推進

子供たちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活を実現できるようになることなどを目指し、各学校においては、学校給食法や学習指導要領等に沿って、各教科等、学校の教育活動全体を通じて食に関する指導が行われています。

また、学校給食における地場産物の活用は、子供たちが身近に実感をもって地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、生産者や生産過程を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど、教育的意義を有するものです。このため、令和3年度予算において「学校給食地場産物使用促進事業」を実施し、学校側と生産・流通側とのコーディネートに係る経費等を支援することで、学校給食における地場産物の使用促進を図ります。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、長期間の臨時休業に伴う子供たちの食生活の乱れや学校再開後の学校給食における衛生管理の徹底等、新たな課題が露見したことから、今後の施策の検討に資するため、調査研究を実施し、学校給食の衛生管理の改善・充実を図るとともに、児童生徒の健康の一層の保持・増進を図ります。

15 より良い教科書のために

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用しなければならないこととされています。

(1) 教科書検定

教科書検定は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

令和3年度には、主に、平成30年に公示された新学習指導要領に基づく高等学校(主として中学年)用の教科書検定を行うこととしています。

(2) 教科書採択

教科書採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為です。過日、複数の教科書発行者による、採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない事案が相次いで発覚したことを受けて、文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしっかりと確保されるよう取り組んでいます。

令和3年度には、新学習指導要領に基づく高等学校（主として低学年）用教科書の初めての採択が行われる予定です。

(3) 教科書無償給与・教科用特定図書

文部科学省では、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償給与制度を実施するとともに、障害のある児童及び生徒が検定済教科書等に代えて使用する拡大教科書や、通常の検定済教科書では文字等の認識が困難な発達障害児等の児童生徒向けの音声教材など、教科用特定図書等について、その普及を図っています。具体的には、拡大教科書の標準的な規格を定めるなど、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しているほか、都道府県教育委員会等を対象とした音声教材の普及促進のための会議を実施するとともに、その整備充実を図るため、ボランティア団体の協力等を得ながら、調査研究などを行っています。

(4) 学習者用デジタル教科書

平成31年4月から、紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、文部科学大臣の定める範囲で、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用することができるようになりました。令和2年7月より開催している「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」における議論を踏まえ、児童生徒の更なる学びの充実を図ることができるよう、学習者用デジタル教科書の使用の基準を定めた告示を改正し、令和3年度より、学習者用デジタル教科書を各教科等の授業時数の2分の1以上使用することができることとなりました。あわせて、文部科学省では、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインや実践事例集を公表するなど、学習者用デジタル教科書の円滑な導入に取り組むとともに、普及促進に向けた実証事業を行っているところです。

16 初等中等教育段階における教育費負担軽減について

高等学校段階については、令和2年度から、私立高校

等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、私立高等学校授業料の実質無償化を実現しました。さらに、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」について、令和2年度から、家計が急変して非課税相当になった世帯も対象としたことに加え、令和3年度には非課税世帯の給付額を増額するなど、更なる制度の充実を図っています。

また、義務教育段階においては、経済的理由により小中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の給与などの援助を行う就学援助を実施し、教育費の負担軽減に取り組んでいます。令和3年度には「オンライン通信費」等の予算単価を引き上げるなど、更なる制度の充実を図っています。

なお、被災により経済的理由から就学等が困難となった児童生徒の就学支援等については、「被災児童生徒就学支援等事業」を実施しており、令和3年度予算においては、大規模災害対応分として、令和元年台風第19号・令和2年7月豪雨を対象に、必要な額を計上しています。

17 夜間中学の設置・充実について

夜間中学は、義務教育未修了者のほか、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者（入学希望既卒者）や、本国又は我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

本年4月に新たに開校した2校を含めて、夜間中学は全国12都府県30市区に36校が設置されています。

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「法」という。）」第7条に基づき策定した基本指針において、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されるよう促進するとともに、既存の夜間中学における多様な生徒の受入れ拡大を図ること等を目標に掲げて取組を行っているところです。また、令和元年11月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においては「全ての指定都市における夜間中学の設置促進等」が盛り込まれました。

未設置の自治体においては、法の趣旨を踏まえ、令和3年度政府予算を活用するなどし、夜間中学の設置に向けた

検討を進めることが望まれます。

夜間中学未設置の自治体に在住の潜在的入学希望者（当事者）御自身に加えて、その家族や友人（支援者）、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者や外国人支援者（応援者）などは、お住まいの教育委員会にお問合せ、御相談ください。

18 公立小・中学校の適正規模・ 適正配置等について

今後、少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、公立小・中学校の設置者である市町村においては、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。

その際、参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等に加え、全国の教育委員会や学校現場の優れた取組事例や近年の政策動向等を踏まえつつ、具体的な工夫やアイデアの例を盛り込んだ「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成し、文部科学省のウェブサイトで公表するとともに、教育委員会の担当者が集まる会議等で周知しているところです。

地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点から、①学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、②地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられ、学校の設置者である市町村のいずれの選択も尊重されるべきものです。

また、広域の教育行政を担う各都道府県においても、域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえ、適切な指導・助言・援助を行うことが期待されるところです。

総合教育政策局

総合教育政策局は、

- I. 学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策の推進
- II. 生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策の総合的推進

を主なミッションとして、平成30年10月に発足した局です。

特に、

- 1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進
- 2 国際教育の推進
- 3 教師の資質能力向上等
- 4 生涯にわたる学びの推進
- 5 地域学習の推進
- 6 ともに生きる学びの推進

等の政策課題に取り組んでいます。

以下に令和3年度の重要施策等について紹介します。

1

総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進

(1) EBPMの推進

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太の方針2020）等に基づき、政府全体としてEBPM（証拠に基づく政策立案：Evidence-based Policymaking）の推進が求められています。「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」を特に留意すべき視点として位置付けた第3期教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、文部科学省においては、教育の特性を踏まえたEBPMの手法等の検討を推進するなど、政策立案に資するエビデンスの開発のほか、データの利活用を推進する環境の構築、EBPMに関する研修の実施などのEBPM推進策に取り組んでいます。

また、地方公共団体を対象に文部科学省が行った調査では、個々の施策を中心にエビデンスに基づくPDCAサイクル確立に着手し始めている状況にあるものの、組織的・体系的にEBPMを推進する体制整備には課題があることが分かりました。

こうした状況を踏まえ、文部科学省においては、全都道府

県・指定都市及び多数の市町村が参画するコンソーシアムを立ち上げ、この場を通じて先進自治体の取組事例や文部科学省の取組などについて双方向性を意識した情報交換を実施しているほか、全国の学校に固有の「学校コード」を策定・公表し、これを活用して地方自治体等におけるデータに基づく施策等の推進環境を整備するなど、各地方公共団体における教育政策の立案や学校における取組の改善・充実等が、客観的な証拠に基づいて実施されるよう、取組を推進しています。

(2) 全国学力・学習状況調査

EBPMの推進や教育に関する継続的なPDCAサイクルを確立する観点から、全国学力・学習状況調査を活用していただくことが重要です。

本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

- ①全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る
- ②学校における個々の児童生徒への教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てる
- ③そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する

ことを目的として、平成19年度から実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響を考慮し、調査日を例年より約1か月後ろ倒しし、5月27日（木）に、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に教科に関する調査（国語、算数・数学）、質問紙調査を行う予定です。加えて、経年変化分析調査と保護者に対する調査を抽出で行う予定です。

教科に関する調査問題では、「解説資料」「報告書」「授業アイデア例」等を公表予定です。これらにより、本調査の結果の積極的な活用を通じた教育委員会や学校の取組がより充実したものとなるよう支援するとともに、各学校における授業の一層の改善と児童生徒の学習意欲の向上に役立てていただけるように努めてまいります。

また、全国学力・学習状況調査のCBT化（Computer

Based Testing) については、令和2年4月よりワーキンググループを設置し、専門的・技術的な観点から検討を行っています。同年8月にワーキンググループとして論点整理(中間まとめ)をとりまとめ、引き続き個別の論点について検討を進めているところです。中間まとめを踏まえ、令和3年度から、小規模からの試行・検証に取り組むこととしています。

(3) TIMSS2019

IEA(国際教育到達度評価学会)が実施した国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)の2019年調査結果が令和2(2020)年12月に公表されました。

本調査は、児童生徒の算数・数学、理科の教育到達度を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の教育上の諸要因との関係を明らかにするため、1995年から4年ごとに実施されています。2019年調査には、小学校58か国・地域、中学校は39か国・地域が参加、我が国では、IEAの設定した基準に従い、小学校4年生約4200人、中学校2年生約4400人が参加しました。

2019年調査の結果から、教科について、小学校理科の平均得点が有意に低下したものの、小学校・中学校ともに引き続き高い水準を維持していることがわかりました。質問紙調査について、算数・数学、理科の「勉強は楽しい」と答えた児童生徒の割合は、小学校・中学校いずれも増加していますが、小学校理科以外ではその割合が国際平均を下回っているなどの課題もあります。

文部科学省としては、今回の結果も参考として活かしつつ、児童生徒の学力・学習意欲のさらなる向上に向け、新学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、理数教育の充実、情報活用能力の育成のための指導の充実等に取り組んでまいります。

(4) 教育の無償化・負担軽減

誰もが家庭の経済事情に関わらず希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。また、我が国においては、教育費の負担が少子化の要因の一つとなっており、少子化対策の観点からも、教育の無償化・負担軽減を進めることが不可欠です。

このため令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、令和2年4月から真に支援が必要な子供たちを対象とした高等教育の修学支援新制度を実施するなど、消費税財源を

活用し、家庭の教育費負担軽減に取り組んでいます。また、高等学校段階においても、令和2年4月から私立高等学校授業料の実質無償化が実施されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により子供たちの学びの機会が奪われることがないように、各学校段階の特性を踏まえつつ、授業料等を納付することが困難な者への配慮の要請、家計急変世帯の学生等への授業料等の減免、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の給付、無利子奨学金の充実等の支援を行ってきたところです。

文部科学省としては、教育の無償化・負担軽減を推進するため、関係省庁と連携し、これらの制度の円滑な実施にしっかりと取り組んでまいります。

2 国際教育の推進

グローバル化が加速する社会において持続的な成長・発展を目指すためには、それに対応した教育環境の整備・人材育成の推進が必要不可欠です。

これを踏まえ、文部科学省においては、高校生留学の促進、在外教育施設における教育の充実、外国人児童生徒等への教育の充実等に取り組んでいます。

(1) 高校生留学の促進

第3期教育振興基本計画において、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを目標に掲げていること等を踏まえ、高校生の海外留学をはじめ、グローバル人材の基盤形成に取り組む都道府県を支援しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の海外留学については大きな影響が出ているところではありますが、文部科学省としては、第3期教育振興基本計画の「令和4(2022)年度に6万人」という政府目標を実現すべく、令和3年度においても、各種取組を行ってまいります。

具体的には、地方公共団体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しています。

また、都道府県における高校生留学の機運の醸成を図るため、都道府県が主催する啓発活動や研修の実施、留学相談員の配置に必要な経費を支援することとしています。

さらに、グローバル人材の育成に国を挙げて取り組むため、これら国費による支援に加え、官民協働海外留学支援制度

「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」により、官民協働で日本人留学生を支援しています。平成 27 年度より高校生コースによる支援を開始し、令和3年度は 800 人の留学を支援することとしています。

(2) 在外教育施設における教育の充実

我が国の経済の国際化の進展に伴い多くの日本人が子供を海外に同伴しており、令和 3 年4月現在、日本人学校に約 1.5 万人、補習授業校に約 2.2 万人の子供が通学しています。

文部科学省では、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校等の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、正規に採用される前の若手教師をプレ派遣教師として派遣しています。

また、派遣教師の魅力を高めるために取り組んでいる「トビタテ!教師プロジェクト」（平成 29 年度～）を立ち上げ、帰国教師の能力や知識、経験を国内の教育に還元・共有するため、帰国教師間のネットワーク作りに取り組んでいます。

さらに、これまで学校教育法第1条に定める学校（小学校、中学校、高等学校等）に実施が限られていた教育実習について、平成 31 年4月から、日本人学校及び私立在外教育施設においても可能となり、令和元年度にはジャカルタ日本人学校において、令和2年度には香港日本人学校において教育実習が行われました。

教育環境の整備については、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育の実施などを行っていますが、令和2年度補正予算において、児童生徒1人1台の PC 環境等の整備に必要な予算が措置されたことを受け、その実現に取り組んでいます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、国内待機となった派遣教師に対する在勤基本手当及び国内の住居手当を創設しました。令和3年度においても、まずは在勤地への速やかな教師派遣に取り組むとともに、派遣教師が国内待機となった場合にはこれらの手当の支給を行い、派遣教師をサポートしていきます。

(3) 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒や、保護者の国際結婚などによって日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は

5万人を超え、その数は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月 23 日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知しました。

文部科学省では、外国人の子供の就学を促進するため、就学状況等に関する調査や、学校外における日本語指導・教科指導等の取組を行う地方公共団体への支援を拡充します。

また、学校における指導体制の整備充実のため、令和8年度までに日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備する地方公共団体への補助事業において、日本語指導補助者や母語支援員の派遣、多言語翻訳システム等 ICT を活用した取組、外国人高校生等に対して日本語指導に限らずキャリア教育や居場所づくりなども含めた包括的な支援についても引き続き実施します。

また、令和2年度においては、外国人児童生徒等の指導を担う教師が、必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツと、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツを作成しました。これらコンテンツについては、文部科学省ホームページにおいて公開しています。（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm）

加えて、令和3年度の新規事業として、高校段階における日本語指導や教科指導等の充実を図るため、「特別の教育課程」による日本語指導等の実施に向けた検討を行うほか、カリキュラム作りや指導のためのガイドラインを作成します。

その他、引き続き外国人児童生徒等の集住・散在地域におけるそれぞれの課題を解決するため、先進的な教育プログラムの開発のための実践的な研究事業を推進するほか、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の実態調査を実施します。また、外国人児童生徒等教育支援のための情報検索サイト「かすたねっと」についても、よく閲覧されている教材・資料を分

かりやすく表示する機能の追加などの充実を図ってまいりますので、こちらも是非御活用ください。

(URL : <https://casta-net.mext.go.jp/>)

(QR コードはこちら)



3 教師の資質能力の向上等

子供たちの成長を担う教師に求められるのは、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが子供たちの道しるべとなるべく、その資質能力の向上を図り続けることです。ここでは、中央教育審議会においてもご議論いただいている教師の養成・採用・研修を通じた資質能力向上に関する施策の状況等について紹介します。

(1) 教職員研修の効果的な実施について

学校の働き方改革を踏まえた教職員研修の効果的な実施については、都道府県と市町村の教育委員会間等で重複した内容の研修の整理や、夏季等の長期休業期間中の業務としての研修の精選、ICT の活用等による効果的で質の高い研修の実施などが求められています。

また、現職研修の一部を免許状更新講習として認定を受けることや、大学等が行う免許状更新講習を受講した教員については研修の一部を受講したとみなす取組など、現職研修と免許状更新講習の相互認定についても積極的な検討が求められています。

各地域においては、そのような要請を踏まえ、教職員研修の効果的な実施を図るとともに、教員の負担の軽減について積極的な検討をお願いします。

(2) 外部人材の活用促進について

優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることは、学校教育の多様化や活性化を図るために重要です。また、令和2年度から始まった新たな学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」が掲げられており、学校教育を学校内に閉じることなく社会と連携しながら実現することとされています。教育委員会関係者の皆様におかれましては、優れた外部人材の積極的活用を進めていただくようお願いいたします。

教員免許状を持っていない社会人等を学校現場に迎え入れるための仕組みとしては、特別非常勤講師制度や特別免

許状があります。

特別非常勤講師制度は、届出により教員免許状を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができるものです。また、特別免許状は、専門的な知識経験や技能を有する者が、都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格した場合に授与されるものであり、これによって教科の全体を担当することができます。

各教育委員会においても、地域の特色ある教育課程を実施するに当たり、外部人材の活用について積極的な検討をお願いします。

(3) 教員資格認定試験の見直しについて

小学校教員資格認定試験は、社会人等の教員免許を取得していない方や、既に他の学校種の教員免許を持っている方が小学校に活動の場を広げようとする場合に免許取得の道を開く仕組みとして、昭和48年から実施されているものです。

これについて、社会人等の一層の活用が進むようにすることや、令和元年度は台風19号の影響により第2次試験が実施できずやむを得ず代替措置を取ったことも踏まえ、令和2年度以降の試験の実施内容等について、抜本的な見直しを行いました。

具体的には、①従来、3次まで計6日間にわたっていた試験を2次まで合計3日間とし、受験者の負担を軽減すること、②知識・技能の確認から、模擬授業など具体的な授業場面での指導能力の確認に重点を置く内容にすること、③自然災害等により試験が実施できなかった場合に備え予備日を設けること等です。

引き続き、教育に熱意のある優秀な方がより多く小学校教員を目指していただけることを期待しています。

4 生涯にわたる学びの推進

(1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育や家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、企業内研修、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省は、「教育基本法」の精神にのっとり、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場

所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。以下では、生涯学習の機会の整備に関する具体的な取組について紹介します。

放送大学では、BS デジタル放送やインターネット等を活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供しています。放送大学の学生は職業・年齢・地域を問わず多様であり、現在約9万人が学んでいます。放送大学では、社会人の方々がキャリアアップや専門性を高めるために、学芸員や公認心理師・認定心理士などの資格に対応する科目を開講しているほか、教師向けにも教員免許更新講習や小学校の外国語指導力向上のための科目、小学校プログラミング教育指導に対応した講座（平成31年4月開始）を実施しています。さらに、全国に学習センター等を設置して学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しており、我が国の生涯学習の中核的機関として大きな役割を担っています。

また、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定し、その普及・奨励を図っています。令和3年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は26団体110課程であり、令和2年の延べ受講者数は約6万3,000人となっています。

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。文部科学省は、民間団体と行政の協働による取組の充実を図るとともに、民間教育事業の後援等を行うほか、民間団体の取組を紹介するなど、民間団体の取組の活性化や官民のネットワーク形成を支援しています。

このほか、文部科学省では、高等学校を卒業していない者などに対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する高等学校卒業程度認定試験を実施しています。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されるとともに、就職などの機会においても学力を証明する手段として活用されています。令和2年度における受験者数は1万6,654人、合格者数は7,681人となっています。出願者のうち約半数を高等学校中途退学者が占めており、試験合格者の約半数は大学等に進学しています。また、令和2年度からは、高等学校中退者等を対象に学習相談や学習支援を行う地方公共団体への補助事業を実施しています。

加えて、第10期中央教育審議会生涯学習分科会において、第9期答申を踏まえつつ人生100年時代やSociety5.0及び期中に発生した新型コロナウイルス感染症など社会の変化を踏まえた今後の生涯学習・社会教育の在り方や具体的な推進方策について審議を行い、令和2年9月に「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」としてとりまとめました。学びをより豊かなものにするために、ICTの活用やデジタル・ディバイド解消の重要性、また生涯学習・社会教育による学びや人のつながり、ICTの活用などは感染症や災害から身を守り、命を守ることに直結するという「命を守る生涯学習・社会教育」という視点を打ち出しました。さらに、議論の整理をふまえ、参考となる事例や施策をとりまとめて事例・施策集を作成し、令和2年10月に公表しました。

(2) リカレント教育の推進

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。令和2年7月に取りまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太の方針2020）や「成長戦略実行計画」では、リカレント教育を拡充することが求められています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、大学・専修学校における実践的なプログラムの開発・拡充や社会人が学びやすい環境の充実に努めています。

具体的には、IT技術者等を対象とした高度な実践的プログラムの開発・実施等、産学協働による人材育成システムの構築、放送大学における実践的な講座のインターネット配信・認証等の取組、専修学校におけるリカレント教育の実践モデルの開発、大学や専修学校等における企業等との連携による実践的・専門的な短期プログラムの文部科学大臣の認定（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）のほか、新たに①非正規雇用労働者・失業者、希望する就職ができていない若者等を対象に大学と産業界、ハローワーク等が連携して即効性の高い講座の開設と円滑な就職・転職を促進する取組や、②社会人の創造性を育成するため、大学等において創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発等の取組を推進しています。また、女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組み作りを行うとともに、リカレント教育の講座情報等を提供するポータルサイト「マナパス」の整備を進め

ています。これらの施策を推進することで、リカレント教育の抜本的拡充に取り組んでいます。

(3) 専修学校教育の振興

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、産業界を支える職業人の養成に大きな役割を果たしてきました。

中でも専門課程（専門学校）は、高等教育機関の重要な一翼を担うとともに、多様なキャリア形成を担う職業教育機関としても高く評価されており、令和2年度からの高等教育の修学支援新制度の対象にもなっています。また、高等課程（高等専修学校）においては、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、幅広い職業教育や個に応じた手厚い教育が実施されています。

社会の高度化・複雑化が進み、実践的に活躍する専門職業人を養成する専修学校の役割がますます重要になっていく中、文部科学省では、専修学校における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援や、「職業実践専門課程」を中心とした専修学校教育の質の保証・向上の推進など様々な振興策に取り組んでいます。

5 地域学習の推進

人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の知的欲求の充足や自己実現に寄与するとともに、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。文部科学省としては、以下のように、地域における学びの推進に努めているところです。

(1) 地域における学びを推進する専門人材

(社会教育主事・社会教育士)

社会教育法に基づき、教育委員会に置かれている社会教

育主事は、社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしています。今後は、更に「学びのオーガナイザー」としての中心的な役割を担っていくことが求められ、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する重要な役割を担っています。

また、令和2年度からは、社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用されるよう、令和2年度以降に社会教育主事講習を修了した者、大学において省令に定められた科目の単位をすべて修得した者は「社会教育士」と称することが可能となりました。

多様な人材が社会教育士となり、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の各分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが想定されています。

(社会教育士特設サイト

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00667.html)

(QRコードはこちら)



(2) 学校、家庭、地域の連携・協働

新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現には、学校教育を学校内に閉じずに、地域的人的・物的資源を活用しながら教育課程を実施することが重要です。

また、子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、学校のみならず、家庭、地域と連携した教育の実現が不可欠です。

文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育む学校づくりを実現するため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。

また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により形成された緩やかなネットワークである「地域学校協働本部」の整備により、地域全体で子供たちの学びや成

長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。

こうした活動は、地域との信頼関係を醸成することや、幅広い地域ボランティアの参画による学校と地域の役割分担の観点から、学校における働き方改革にも資するものです。

さらに、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」を中心に「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働本部」が一体的に機能することで、目標・ビジョンの共有を通じた学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます。

家庭教育支援については、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、支援が届きにくい家庭に支援を届けるアウトリーチ型支援を含め、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進していきます。

(3) 読書・体験活動の推進

① 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、4月23日を「子ども読書の日」としてキャンペーンを行うなど、様々な取組を実施しています。

地域における読書活動については、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めており、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実の推進に努めています。

学校図書館については、公立義務教育諸学校における学校図書館の図書を充実するため、学校の規模に応じた蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」の達成と計画的な図書の更新等に向けて、平成29年度から令和3年度までの「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しています。

(子ども読書の日ポスターデザイン)



② 体験活動の推進

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域が連携して社会総がかりでその機会を創出していくことが必要です。文部科学省では、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに、学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。

具体的には、体験活動の機会を充実させるための事業を実施するとともに、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業を実施しています。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所の教育施設で、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を展開し、生きる力の育成に必要な自然体験活動、集団宿泊活動をはじめ、多様な体験活動の機会を提供しています。さらに、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、「子どもゆめ基金」事業を通じて民間団体による様々な体験活動や読書活動などを助成し、草の根レベルの体験活動等を支援しています。

6 ともに生きる学びの推進

(1) 男女共同参画の推進

令和2年12月25日に、「第五次男女共同参画基本計画 ~すべての女性が輝く令和の社会へ~」が閣議決定され

ました。文部科学省では、この基本計画に示された施策の方向性等に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要とされています。

このため、文部科学省では、令和2年度から、「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」として、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や普及啓発を行っています。

また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）を踏まえ、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引きを活用して、指導の充実を図るためのモデル事業を行います。教育委員会のみならず首長部局からも申請可能です（公募締切：6月30日）。本事業を積極的にご活用の上、子供たちを性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進願います。「性犯罪・性暴力対策の強化について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



（QRコードはこちら）

（2）障害者の生涯を通じた学習活動の充実

障害者の生涯学習の確保を規定した「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境や、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、地域における学びの場を整備・拡大することが求められています。

文部科学省では、平成30年度から「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を開始し、令和2年度は、全国16団体が、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラム、実施体制等に関する実証的な研究等に取り組みました。

また、令和2年度より学校卒業後の学び場を拡充するため、4道県において、都道府県を中心に大学や民間団体等と連携した「地域コンソーシアム」を形成し、地域における持続可能な学びの支援に関する連携体制を構築する実践研

究を開始しました。さらに、障害理解の促進、実践者同士の学び合いによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目的として、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国7ブロックで開催しました。

令和3年度は、新たに市区町村を主な実施主体として、障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発し、公民館等の社会教育施設をはじめ多様な学びの場の拡充を図ります。

その他、社会教育と特別支援教育、障害者福祉等の各分野において障害者の生涯学習推進を担う人材、及び各分野をつなぐ中核的人材の育成に向けて、「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」を設置し、検討を進めています。また、特別支援学校高等部に在籍中の生徒や高等学校で通級を利用する生徒等が、学校卒業後の生涯に渡る学びについて考えるための啓発リーフレット「わかりやすい版 だれもがいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」を作成し、全国の特別支援学校等へ配布しました。

令和3年度のブロック別コンファレンスの開催案内やこれまでの実践研究成果は、文部科学省ホームページに随時掲載してまいりますので、是非御覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm



（QRコードはこちら）

（3）学校安全の確保

東日本大震災以降も令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風などの大規模な自然災害が発生しています。

また、SNSやスマートフォンの普及に伴う犯罪など児童生徒等を取り巻く安全に関する状況の変化とともに、新たな危機事象も発生しています。

このような中で、児童生徒等の安全を確保するためには、「安全管理」として、安全で安心な学校環境の整備や、子供たちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させること、「安全教育」として、子供たちにいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが不可欠です。

これらの実現のためには、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関と連携・協働した実施体制を確保していくことが重要となります。

しかし、学校安全に関する意識や取組については、地域間・

学校間・教職員間に差があるとともに、継続性が確保されていない状況が見られます。

このような現状を踏まえ、文部科学省では、平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」を取りまとめ、令和2年3月には「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理を行いました。また、学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』の改訂を行い、平成31年3月に全ての学校等に配布しています。この資料では、学校における安全教育、安全管理、組織活動の各内容を網羅して解説しています。あわせて、令和2年3月には教職員の学校安全に関する資質・能力の向上に資するため、教職員のキャリアステージに応じたeラーニング教材を開発しました。

また、令和3年3月には、中央教育審議会に、令和4年度から令和8年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方針を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」の策定について諮問しました。

このほか、文部科学省としては、学校安全の取組の中核となる教職員を中心とした学校安全に関する組織的な取組の推進、平成29年・30年に改訂された学習指導要領を踏まえた教科等横断的なカリキュラム・マネジメントによる安全教育の充実に向け、自治体や学校における学校安全の取組が一層推進されるよう支援していきます。

なお、文部科学省や各地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイト

(URL: <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)

を開設していますので、是非御活用ください。

(QRコードはこちら)



(4) ハンセン病に対する差別・偏見の根絶

熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決(令和元年6月28日)について、政府は、ハンセン病対策の歴史と筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の方々の御労苦に思いを致し、控訴を行わない旨を決定しました。

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たったの内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)では、「患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び」するとともに、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育な

どの普及啓発活動の強化に取り組む」とされております。

これらを踏まえ、文部科学省として、ハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、省内の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」において、有識者からの意見聴取や現地視察等を行いつつ取組に関する検討を行ってまいりました。また、今後とも、御家族の皆様との協議も踏まえながら、厚生労働省や法務省等の関係省庁とも連携し、ハンセン病の患者・元患者や御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための取組の一層の充実を図ってまいります。

(5) 子供の貧困対策の推進

平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。令和元年6月には同法が改正され、新たに市町村にも貧困対策計画策定の努力義務が課されるとともに、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。

また、同法改正等を踏まえ、令和元年11月には、政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

新たな大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証し評価するため、スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合や子供の貧困率等の39の指標を設定し、貧困の実態をより多面的に捉えられるようにしています。あわせて、これらの指標の改善に向けて、「教育の支援」等の事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています。

文部科学省としては、大綱も踏まえ、

- ・幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減
- ・貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカーの配置充実等の「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策」
- ・地域住民等の参画による放課後等の学習支援や、高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進等の「地域の教育資源を活用した子供の貧困対策」等に引き続き、取り組んでいきます。

大臣官房文教施設企画・防災部

安全・安心で質の高い学校施設等整備の推進

文部科学省では、誰もが安心して利用できる安全な学校施設づくりを目指し、耐震化や防災機能強化を推進するとともに、災害復旧を支援しています。

また、豊かな教育環境を実現するために、長寿命化対策、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備等を推進し、地方公共団体が学校施設を整備する際の参考となる指針や手引、事例集などの作成を通じて、安全で質の高い学校づくりを進めています。

1 災害に強い学校施設整備

(1) 学校施設の防災対策

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要です。

そのため、文部科学省では、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策について、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました。

その結果、令和2年4月1日現在で公立小中学校の構造体の耐震化率は99.4%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.2%となり、おおむね完了した状況です。文部科学省としては、これらの対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。

「平成28年熊本地震」では、公立学校施設においては、耐震化や吊り天井の対策が進んでいたため、倒壊・崩壊等に至る大きな被害はなかった一方で、外壁や窓などの吊り天井以外の非構造部材において、落下などの被害が目立ち、避難所としての使用ができない学校も発生しました。有識者会議で取りまとめた緊急提言では、安全対策の観点から優先順位をつけて計画的に老朽化対策を行うことに加えて、学校施設の防災機能に関して、学校施設ごとに避難所として求められる役割・備えるべき機能等を明確化すること等の課題が提示されました。



これらを踏まえ、文部科学省では、学校施設における防災機能の向上の観点から、避難所に必要な防災機能の保有状況等の調査を実施しています。平成31年度の調査では、避難所としての防災機能の整備が進んではいないものの、断水時のトイレ使用が可能な学校が6割弱にとどまるなど、引き続き対策が必要な状況でした。これを受け、防災担当部局等と教育委員会の連携協力体制の構築を図るとともに、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう取り組んでいます。

「平成30年大阪府北部を震源とする地震」では、学校のブロック塀が倒壊し、児童が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。このことを受け、文部科学省では、学校施設におけるブロック塀等の安全対策等に対して財政支援を行うとともに、速やかな対策の完了を要請してきました。その結果、令和2年9月時点の調査では、安全対策が完了した学校数の割合は、全学校数の91.6%（約4万7千校）となりました。文部科学省としては、引き続き、児童生徒の安全・安心を確保する観点から、安全対策が未完了のブロック塀等を保有する学校の設置者に対して、安全対策の実施が進むよう、指導しています。

また、「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」等で発生した大規模な風水害により、学校施設等に甚大な

被害が広範囲に発生し、平時の対策・準備が課題となりました。これらを受けて、文部科学省では、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、風水害対策のパンフレットを作成しました。

さらに、南海トラフ地震等の切迫した災害やインフラが今後一斉に老朽化することに対応するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に講ずる対策をとりまとめたものとして「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月11日に閣議決定されました。この中で、学校施設関係の対策として、非構造部材の耐震対策を含む老朽化対策や、防災機能強化対策を行うこととされています。

文部科学省としては、地震や津波などの大規模な災害時において避難所としての役割も果たす学校施設の機能維持を図るため、財政支援など必要な支援に取り組んでまいります。

(2) 学校施設の災害復旧

文部科学省では、自然災害により被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費の一部を国庫負担（補助）しています。特に、激甚災害に指定された災害に関しては、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担率が引き上げられます。

このような取組により、平成23年に発生した「東日本大震災」により被災した学校施設については、国からの支援を得て復旧する公立学校2,328校のうち2,318校（99.6%）の復旧が完了しました。

東日本大震災以降も、「平成28年熊本地震」、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」など相次ぐ災害により、多くの学校施設が被害を受けました。



大雨による土砂の流入により被災した学校施設

これらの災害の被災地でも、国からの支援を得て、仮設校舎の設置や校舎の本復旧などが現在も進められています。

文部科学省では、引き続き、自然災害により被害を受けた学校施設の早期復旧に向けて支援してまいります。

2 豊かな学校施設環境の構築

(1) 新しい時代の学びを支える学校施設等

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能の確保のため、施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項を示した「学校施設整備指針」を学校種ごとに策定しています。また、今後の学校施設の在り方や、学校施設整備指針の策定について、学識経験者等からなる「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において調査研究を行っています。近年では、学習指導要領の改訂等に対応するための議論を行ったところであり、文部科学省では協力者会議における検討結果提言を踏まえ平成30年3月に幼稚園、平成31年3月に小学校及び中学校、令和3年3月に高等学校の施設整備指針を改訂しました。



また、令和3年1月には、中央教育審議会や教育再生実行会議における検討を踏まえ、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、協力者会議の下に「新しい時代の学校施設検討部会」を新たに立ち上げ、1人1台端末環境のもと情報端末等を常時活用可能な教室用机（新JIS規格）を配置できる空間や、自由度の高いオープンスペースの整備など、個別最適な学びと協働的な学びに対応した施設環境や、施設の複合化等による効率的・効果的な整備など、新しい時代の学びを実現するための学校施設の在り方やその推進方策について検討を進めています。

学校施設に関する主な検討事項

- ・ポストコロナ時代における学校施設の意義、空間に集まり学ぶことの価値
- ・少人数による指導体制への対応を含む個別最適な学びと協働的な学びを実現する施設環境の整備
- ・多様な学習活動に対応する施設環境の整備
- ・新しい生活様式を踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備
- ・人口動態等を踏まえた効率的・効果的な施設環境の整備
- ・安全・安心な教育環境の確保など、基盤的な整備

協力者会議及び学校施設整備指針に関する情報は、文部科学省ホームページにおいて公表しています。

なお、新たな時代の学びを支える学校施設の実現の一環として、1人1台端末環境に対応した新JIS規格の教室用機の整備について、令和3年度より地方交付税措置されています。



学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/index.htm

(2) 学校施設のバリアフリー化の推進

令和3年4月に改正バリアフリー法等が施行され、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられ、2,000㎡以上の公立小中学校等を建築等する際に、バリアフリー基準適合が義務付けられたほか、2,000㎡未満のものを建築する際や、既存のものについても努力義務が課せられました。

一方、文部科学省が実施した「学校施設におけるバリアフリー化の状況調査」（令和2年5月1日時点）では、既存施設のバリアフリー化が必ずしも十分整備されているとは言い難い状況であることが明らかになりました。

文部科学省では令和2年7月に「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」を設置し、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討を行い、令和2年12月に報告書を取りまとめました。また、この報告書を踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂し、国としての公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標を示しました。

文部科学省では学校設置者に対し、調査結果や報告書、整備目標について通知するとともに、バリアフリー化の計画

策定、取組の加速化を要請しました。今後は、好事例の横展開や財政支援の充実（令和3年度より既存施設におけるバリアフリー化工事の国庫補助率を1/3から1/2に引上げ）など学校設置者の取組を積極的に支援してまいります。



学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議（報告等）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/index.htm

対象	令和2年度（現状）	令和7年度末までの目標
車椅子使用者用トイレ	校舎 65.2% 児童運動場 36.9%	通知分に指定されている全ての学校に整備する
スロープ等による段差解消	門から建物前まで 校舎 78.5% 児童運動場 74.4% 玄関口・玄関等 校舎 57.3% から教室等まで 児童運動場 57.0%	全ての学校に整備する
エレベーター	校舎 27.1% 児童運動場 65.9%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

(3) 環境を考慮した学校施設づくり

地球環境問題への対応が喫緊の課題となっている中、再生可能エネルギー設備の導入、校舎や体育館等の断熱性の向上、校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備が進められています。

エコスクールの整備によって、児童生徒にとって健康的で快適な学習・生活空間を維持しながら施設の環境負荷低減を図ることができます。また、エコスクールは、児童生徒が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすこともできます。



道産材を使用して床や壁等を木質化し、やさしく快適な空間を演出（北海道美深町立美深小学校）

エコスクールの整備を推進するため、文部科学省では、関係省庁と連携してエコスクールパイロット・モデル事業を平成9年度から28年度まで実施し、1,663校認定してきました。平成29年度からは「エコスクール・プラス」に改称し、エコスクールとして整備する学校を237校認定しています。

また、文部科学省ホームページにおいて、エコスクールの効果や積極的な取組事例などについて情報提供をしています。

令和元年度に「環境を考慮した学校施設づくり事例集—継続的に活用するためのヒント—」を作成しました。文部科学省では、引き続きエコスクールの整備の推進に取り組んでまいります。

(4) 学校における省エネルギー対策の推進

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、学校はエネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。省エネルギーは、我慢によるエネルギー使用量の削減を求めるのではなく、児童生徒の学習環境を確保した上でエネルギーを無駄なく使用することです。

近年の学校施設は、エアコン設置やICT導入による高機能化や学校教育以外の多目的利用等による多機能化によりエネルギー使用量が増加する傾向にあり、地方公共団体が省エネルギーの推進に苦慮している状況が見られます。

このため、文部科学省では、学校でできる省エネルギー対策に関する資料「学校でできる省エネ」や「学校等における省エネルギー推進のための手引き」を作成し、省エネルギー対策に関する講習会の開催などの取組を行っています。

また、学校設置者等に対し、エネルギー使用量が増加する夏季と冬季に省エネルギーの取組への協力を呼び掛けています。



省エネ法、グリーン購入法等への取組

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm

(5) 木材を活用した学校施設づくり

学校施設における木材の利用は、木材の柔らかくて温かみのある感触や優れた吸湿効果から、豊かで快適な学習環境づくりを行う上で大きな効果が期待できます。また、地場産業の活性化、地球環境の保全などの観点からも大きな意義があります。

このため、文部科学省では、木材を利用した公立学校施設

の整備について、財政支援を行うとともに、木材利用に関する事例集の作成・配布、講習会の実施などの取組を行っています。また、平成26年度に日本産業規格である「木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）」について全面改正するとともに、JIS A 3301の解説書となる技術資料を作成しました。また、平成27年度には、建築基準法の一部改正を受け、「木の学校づくり - 木造3階建て校舎の手引 -」を作成しました。

平成27年度から29年度まで、JIS A 3301を活用した木造校舎、木造3階建て学校施設、CLT（直交集成板）を用いた木造校舎等を整備する地方公共団体の先導的な取組を支援する「木の学校づくり先導事業」を実施しました。

平成30年度に「木の学校づくり—その構想からメンテナンスまで—（改訂版）」、令和元年度に「木の学校づくり 学校施設等のCLT活用事例」を作成しました。

文部科学省では、引き続き学校施設における木材利用の推進に取り組んでまいります。



「木の学校づくり—その構想からメンテナンスまで—（改訂版）」（左図）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/1414326.htm



「木の学校づくり 学校施設等のCLT活用事例」(右図)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/mext_00525.html



(6) 学校施設における維持管理の徹底

学校施設には、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性が求められます。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年等により満たさなくなっているおそれがあることから、学校施設の管理者等は、当該施設が常に健全な状態であるよう、適切に維持管理を行うことが必要です。

文部科学省では、平成28年3月に「子供たちの安全を守るために一学校設置者のための維持管理手引」、令和2年5月に「学校施設の維持管理の徹底に向けて一子供たちを守るために」を作成し、学校設置者に周知しているほか、平成29年7月には建築基準法や消防法に基づく点検の実施と要是正項目の早期の是正を要請する通知を発出するなど、維持管理の適切な実施を推進しています。また、平成29年5月には体育館の床板の剥離による負傷事故の防止を目的として、適切な清掃（ワックス掛け・水拭きの禁止）や日常点検を要請する通知を発出するなど、維持管理を通じた安全・安心な教育環境の確保に取り組んでいます。



改築同等の教育環境を確保



廊下の壁を一部撤去して多目的スペースを整備

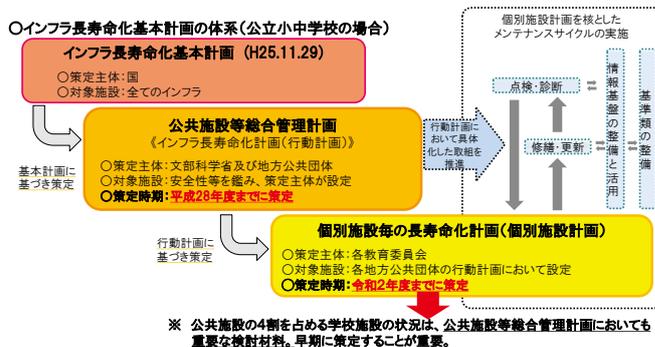
(7) アスベストへの対策

文部科学省では、平成17年度に「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施し、以後フォローアップ調査を継続的に実施してきました。この吹き付けアスベスト等の対策については、ほぼ完了している状況です。

また、平成26年3月に石綿障害予防規則が改正され、石綿含有保温材等（保温材、耐火被覆材、煙突用断熱材等）が新たに規制対象に加えられたことを受け、教室や廊下等の児童生徒・教職員等が通常立ち入る場所及び煙突を対象とし、その使用状況及び劣化、損傷等の状況について、調査を実施しています。

建物には多種多様なアスベスト含有建材が使用されており、経年等により劣化・損傷する恐れがあることから、各機関においては、引き続き適切な維持管理や建物の利用者に対する情報提供が重要です。また、令和2年に大気汚染防止法及び石綿障害予防規則が改正され、建築物等の解体・改修工事における石綿飛散防止対策が強化されたことも踏まえ、改修や取壊しの際には、関係法令等に基づき適切に対応することが必要です。

文部科学省では、児童生徒等の安全のため、今後も引き続き、アスベスト対策に取り組んでまいります。



(8) 公立学校の長寿命化対策

公立学校施設については、これまで耐震化を最優先に進めてきましたが、その一方で、老朽化が進行した学校施設の割合が増加しており、安全面や機能面で不具合が生じています。

平成29年度に文部科学省が実施した調査によれば、全国の公立小中学校で、外壁・窓枠の落下等の建物の老朽化が主因の安全面における不具合は年間約3万2000件発生しており、約1万4000件であった平成24年度調査に比べて2倍以上となっています。

また、家庭や社会の環境の変化に伴い、少人数による指導体制や1人1台端末に対応した施設環境の整備、バリアフリー化、空調設備の設置、トイレの改修、省エネルギー化などの学校施設の機能・性能の向上が求められています。さらに、公立学校の約9割が避難所に指定されており、防災機能の強化も求められています。

厳しい財政状況の下、これらの課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、コストを抑えながら改築（建替え）と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」に重点を移していく必要があります。

長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、技術的には、70～80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。

平成25年11月、政府において「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。基本計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものです。

基本計画では、各地方公共団体において、域内の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することが求められています。

文部科学省では、地方公共団体による長寿命化改修の導入を推進するため、平成25年度から地方公共団体が行う長寿命化改修に対する国庫補助を行うとともに、令和2年度からは長寿命化を図る前提で実施する予防的な改修についても補助対象としました。

また、令和3年度からは、個別施設計画の策定を交付金事業申請の前提条件としました。

今後も引き続き、各地方公共団体が、長寿命化改修などの老朽化対策をそれぞれの実情に応じて適切に進めることができるよう支援してまいります。

(9) 公立学校の空調設備

近年、災害ともいわれる猛暑に起因して、熱中症等の児童生徒の健康被害が発生しており、学校施設においても地域の実情を踏まえて空調を使用しつつ、適切な学習環境を

確保することが重要です。文部科学省では、公立小中学校等の教室や体育館への空調設備の整備に対し支援をしており、令和2年9月1日時点での公立小中学校等における空調（冷房）設備の設置率は、普通教室で93.0%（前年同月78.4%、14.6ポイント増）、特別教室等で57.5%（前年同月50.5%、7.0ポイント増）、体育館等で9.0%（前年同月3.2%、5.8ポイント増）となりました。

文部科学省では、今後とも、子供たちの熱中症予防のため、教室等への空調設備の設置が早期に実施されるよう、引き続き、整備の推進に取り組みます。

(10) 公立特別支援学校の教室不足への対応

公立特別支援学校については、令和元年5月1日現在、全国で3,162教室が不足しています。

文部科学省では、各地方公共団体に対し特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないように適切な対応を求めています。

また、令和2年度から6年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1へ引き上げています。

(11) 公立学校の廃校・余裕教室の活用

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少により、廃校や余裕教室が増加しており、その有効活用が課題となっています。こうした状況を受けて、文部科学省では次のような取組を実施しています。

① 活用事例等の情報提供

廃校・余裕教室の活用事例や、活用用途を募集している廃校施設の一覧、活用にあたって利用可能な各省庁の補助制度等についてパンフレットや文部科学省のホームページを通じて情報



～未来につなごう～
「みんなの廃校プロジェクト」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

提供したり、廃校を所有する地方公共団体と活用希望者とのマッチングを図るイベントを開催したりしています。

② 財産処分手続の簡素化

国庫補助金により整備した学校施設を学校以外に転用等する場合、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分であれば、原則として国庫納付を不要にする等、財産処分手続を簡素化しています。



余裕教室の有効活用
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm



IT企業のオフィスとして廃校を活用

3

多様な文教施設整備

(1) 文教施設への民間資金等の活用

効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFI (Public Private Partnership / Private Finance Initiative)を推進することが重要です。

令和2年7月17日、民間資金等活用事業推進会議において決定された「PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)」(以下「アクションプラン」という。)では、学校等のキャッシュフローを生み出しにくいインフラについても、老朽化や地方公共団体職員の不足に対応しつつ、効率的か

つ良好な公共サービスの提供を実現するため、包括民間委託やPFI方式の導入を推進することとされました。

文部科学省では、文教施設における多様なPPP/PFIの導入が促進されるよう、地方公共団体等における導入検討の支援事業を平成29年度から実施しています。また、令和2年3月には、「施設整備を含む先導的なPPP/PFI事業編」、「維持管理等のみを行う先導的なPPP/PFI事業編」、「効果的・効率的に集約化・共用化等を行った文教施設編」の3編により構成された「文教施設における多様なPPP/PFI事業等の事例集」を作成し、地方公共団体に周知するとともに、本事例集のより効果的な活用を図るため、内容を解説するオンラインセミナーを開催したところです。

今後とも手引きや事例集を地方公共団体に周知するとともに、PPP/PFIを検討する地方公共団体の支援に取り組んでいきます。

(2) インフラ長寿命化への取組

政府の「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)を踏まえ、文部科学省では、平成27年3月に「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(以下「行動計画」という。)を策定し、文部科学省所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進してきたところです。また、当初の計画期間(平成27年度~令和2年度)が終了することから、令和3年3月には、今後の5年間における更なる長寿命化対策の取組を推進するため、これまでの取組状況等を踏まえ、行動計画の見直しを行い、一部改定を行いました。

改定後の行動計画では、各設置者におけるメンテナンスサイクルの構築や、中長期的な維持管理等におけるトータルコストの縮減、予算の平準化を目指すべき姿として掲げ、設置者における取組を推進していくこととしています。

具体的には、全ての公立文教施設で個別施設計画が策定されるよう、引き続き、策定状況について定期的に把握・公表することとしています。また、社会状況の変化等を踏まえ、計画の適時の見直しや内容の充実化が図られるよう、各設置者が策定した個別施設計画に記載されている主な内容をまとめた一覧表を公表するとともに、計画の内容充実に向けた見直しに資する事例集の作成、周知を行うなど、メンテナンスサイクル構築の円滑な実施に向けた環境整備にも取り組むこととしています。

文部科学省では、引き続き、各設置者における長寿命化対策の取組の支援に努めてまいります。

大臣官房国際課・国際統括官

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大を受け、国際社会と我が国は様々な困難に直面しています。特に教育面では、世界各国で休校措置や遠隔授業が実施されている他、各国において、コロナ禍における教育の在り方に関する議論が行われています。文部科学省では、感染症対策と「学びの保障」の両立支援や、国内外の留学生への様々な支援などを行っているところです。また、我が国の教育現場の取組について、英語パンフレットの配布やホームページにより、海外へ積極的に発信しています。

本年も、2002年に我が国が提唱し、国際的に推進されてきた「持続可能な社会の創り手」の育成というESDの理念の下、教育・科学技術・スポーツ・文化の各分野において、グローバル人材の育成や、様々な国及び地域との交流・協力の一層の強化に努めてまいります。

2 ESD, SDGs とユネスコ 70 周年

○日本のユネスコ加盟 70 周年に際して

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、教育、科学、文化等の分野における国際的な取組を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国連の専門機関です。平成 27 年に国連サミットで採択され、2030 年を達成目標とする「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」の 17 の目標のうち、教育、科学技術、文化等に関する計 9 つの目標において重要な役割を果たすことを表明し、主に教育に関する国際的議論を主導しています。

ユネスコは日本が戦後最初に加盟した国連機関であり、本年は日本のユネスコ加盟 70 周年にあたります。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神は、平和を求める日本にとっての希望であり、我が国は国内外に

において着実にユネスコ活動を広げてきました。また、日本ユネスコ国内委員会では、コロナ禍を踏まえた新たな時代におけるユネスコの役割等を議論し、「コロナ禍の時代におけるユネスコの役割と期待」として会長メッセージをとりまとめました。我が国としては、この節目の年を契機として、教育、科学、文化等の分野の関係者と連携しながら、持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の推進といった教育事業、またユネスコエコパーク、ユネスコ世界ジオパークといった科学事業などのユネスコ事業を通じ、平和で持続可能な社会の構築を目指すユネスコ活動をより一層推進していきます。

○SDGs の実現に向けた ESD の推進

SDGs の実現に向け、我が国は、諸外国政府やユネスコ等の国際機関とも連携し、様々な取組を実施しています。

特に ESD は、「現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」と定義されており、「持続可能な社会の創り手」の育成を通じて、SDGs の実現に大きく貢献するものです。

我が国においては、令和 2 年度から順次実施されている小学校、中学校、及び高等学校の新学習指導要領において、前文及び総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。さらに国際的にも、ESD の新たな実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」が令和元年 11 月の第 40 回ユネスコ総会で採択、12 月の第 74 回国連総会で承認され、令和 2 年より開始されました。令和 3 年 5 月には「ESD for 2030」の開始に当たり「ESD に関するユネスコ世界会議」がオンラインで開催され、「ESD に関するベルリン宣言」が採択されています。また、第 74 回国連総会においては、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものである ESD が、SDGs の 17 の目標全ての実現への鍵であることも併せて確認されています。

それと同時に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学びの在り方を含めた社会の在り方が大きく変わる中、「新

たな日常」に向けた社会変革の推進力となる人材や、地球規模の課題を自分事として捉え、何ができるかを主体的に考える力を発揮できる人材の必要性が増大しています。

2030年までのSDGs達成を含め、ESDが持続可能な社会の実現に向けて果たす役割は、非常に大きいと言えます。

○ ESD 推進のための具体的な取組

「ESD for 2030」に基づく各ステークホルダーの取組を促すため、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議（事務局：文部科学省、環境省）において、ESDに取り組むステークホルダーや有識者との意見交換を行い、令和3年5月に新たなESD国内実施計画が策定されました。また、文部科学省では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。ユネスコが認定しており、日本では、2019年11月現在、1120校が加盟。）をESDの推進拠点と位置付け、ESD及びユネスコ活動の推進に取り組んできました。

各ユネスコスクールは「ユネスコスクールガイドライン」等に基づき、積極的な活動を展開することが求められています。ユネスコスクール加盟のメリットは大きく分けて2点あります。1点目は、世界的な学校間ネットワークの一員となり、生徒や教員が、国内や海外のユネスコスクールと交流して、経験や情報を共有できることです。ユネスコが開催する国際会議や国際協働プロジェクトに参加することも可能であり、こうしたネットワークを活用した活動はグローバル人材の育成という観点からも有効です。2点目は、学校の意欲に応じて、ESD実践のための人・モノ・情報が得られ、教育手法の変革と児童生徒の変容につながることです。ユネスコスクールでは、カリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程等を踏まえたESDの実践に関する多くの優良事例が生まれており、それらを毎年ユネスコスクール全国大会（ESD研究大会）において共有しています。令和2年度の第12回大会では約800名の教育関係者がオンラインで参加し、①解決方法を探る、行動につなげる、②各学校の成果等を学校間、地域、国内外へつなげる、③学校の実践、取組を評価し、成果を広めるという3つの観点から、実践研究と分科会を実施しました。ユネスコスクール全国大会は、令和3年度も引き続き開催予定です。

令和元年度からは、「SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業」を実施し、SDGsの実現の担い手を育むカリキュラム開発、教員の能力向上、評価手法の開発等に取り組む大学、教育委員会、及びNGO等を支援しています。また、

学校や教育委員会等においてESDの一層の浸透とその実践が図られるよう、令和3年5月に「ESD推進の手引」を改訂しました。さらに、日本ユネスコ国内委員会のFacebook及びユネスコスクール公式WEBサイトで国内外の動きを紹介し、「ユネスコスクールで目指すSDGs 持続可能な開発のための教育」を日本ユネスコ国内委員会ホームページ等に掲載するなど幅広く情報発信を行っています。

このほか、環境省と文部科学省の協力により、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD推進ネットワーク」を形成し、その拠点として、全国の「ESD活動支援センター」及び「地域ESD拠点」が多様な活動を展開しています。

さらに、ユネスコを通じた世界的なESDの推進の取組として、日本政府の支援でユネスコが実施する「ユネスコ／日本ESD賞」があります。この賞は、世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施されるもので、平成27年から令和元年まで世界中から推薦された案件から毎年3件が選出・表彰されました（令和2年以降は隔年で実施）。令和3年も秋に3件の選出・表彰が予定されています。

○ SDGs 実現に向けた科学分野の取組

科学の分野においては、本年から「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」が開始されています。これは海洋科学の推進により、持続可能な開発目標（SDG14「海の豊かさを守ろう」等）を達成するため、2021-2030年の10年間に集中的に取組を実施するものです。文部科学省では、海洋リテラシーの更なる向上を図るため、海洋教育に関する優良事例の共有や発信などを通じて学校等と連携した取組を推進していきます。

またESDと大きく関連する科学分野のユネスコ事業として、ユネスコエコパークとユネスコ世界ジオパークが挙げられます。ユネスコエコパークは、ユネスコの人間と生物圏（MAB）計画の一事業であり、生態系の保全と持続可能な利活用を目的に人と自然が共生する持続可能な地域づくりが図られています（我が国では10か所登録）。ユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的としています（我が国では9か所登録）。両事業共に地域レベルでのSDGs達

成に寄与する事業であるため、SDGsを通して地域の課題を考える場として有用であり、ユネスコスクールをはじめとしたESDの取組との連携による相乗効果が期待されています。



屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク・永田川と口永良部島(写真提供:屋久島町観光まちづくり課)

3 OECDとの連携・協力

文部科学省では、教育に関してユネスコの他、経済協力開発機構(OECD)とも協力・連携し、国際交流等に関する施策を進めています。

OECDでは、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、PISA(生徒の学習到達度調査)、PIAAC(国際成人力調査)、TALIS(国際教員指導環境調査)等の各種国際比較分析及び調査・研究などの事業が行われており、我が国も参加しています。平成30年度には、PISA2018及びTALIS2018の調査が実施され、令和元年度にはその結果が公表されました。また、毎年「図表で見る教育(Education at Glance)」が公表されています。

また、OECDでは、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030」事業を推進しており、文部科学省は、本事業のグローバル・フォーラムへの出席や共同研究等を通じて積極的に参画しています。令和2年度のグローバル・フォーラムにおいては、5月と10月に児童生徒や教職員、政府関係者等が参加するバーチャルワークショップが開催され、我が国からも児童生徒や教職員からコロナ禍での学校における取組事例を発表するなど、我が国の情報を世界へ発信しました。

さらに、令和3年3月、東日本大震災から10年の節目として、福島大学とOECDの共催によりオンライン・ワークショップが開催され、東日本大震災を契機に始まった「OECD東北スクール」当時の生徒も含めた関係者により、未来を見据えた新たな教育プラットフォームについての検討が行われました。

令和2年4月には、「Education 2030」事業において取りまとめられた「OECDラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030」における主要なコンセプトの日本語訳がOECDのホームページ上で公表されました。同年11月には、本事業が各国に行ったカリキュラムの再編成に関する調査に基づいて各国の状況と課題をまとめた報告書(「What Students Learn Matters: Towards a 21st Century Curriculum」と「Curriculum overload: A Way Forward」)が刊行されています。新たな教育モデルを構築する際の参考として活用されることが期待されています。

4 外国人の受入れ・共生の推進

近年、新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者が大幅に増加していること等を背景として、政府は、平成30年12月以来、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定・更新し、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。文部科学省では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実のため、地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備やICT教材の対応言語の拡大等を行っています。

また、外国人の子供の就学機会の確保や日本語指導が必要な児童生徒に対する指導体制の構築を図るため、就学状況把握・就学促進のための取組、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援を行っています。加えて、外国人児童生徒等の教育の充実のため、教職員・支援者向け研修用動画コンテンツ、外国人児童・保護者向け学校生活紹介動画コンテンツを制作し、HP上で公開しました。

さらに、留学生の就職支援の促進のほか、留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底を求めています。

新型コロナウイルス感染症について、外国人の児童生徒に対する対策を強化するため、昨年11月より、外国人学校向けにホームページ(https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikoku/index.htm)やメールマガジンを開設し、新型コロナウイルス感染症対策を含め、多言語での情報提供を開始しました。また、本年6月から、有識者会議を開催し、外国人学校の保健衛生の確保の在り方についての検討を行っています。今後とも、外国人の受入れ・共生のための環境整備を、引き続き強力に推進していきます。

5 国際バカロレアの推進

国際バカロレア（IB）は、課題論文、批判的思考の探究等の特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した素養・能力を育成する教育プログラムです。政府としては、「2022年度までに我が国における国際バカロレア認定校等を200校以上」とするとの目標を掲げ、その導入推進に取り組んでおり、公立学校での導入も進んでいます。なお、令和3年3月現在で、我が国におけるIB認定校等は、167校となっています。

文部科学省では、国際バカロレアの普及を促進するため、平成30年度に「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」を設立し、IBに関する情報プラットフォームの構築やシンポジウムの開催、国内の関係者を糾合した協議会の開催、国内大学入試におけるIB資格及びスコアの活用促進（令和3年3月現在で63大学（「文部科学省IB教育推進コンソーシアム調べ」））などを行ってきました。令和2年度には、IB教育導入サポーターを導入し、IBが導入されていない地域やIB導入に関心のある学校に対して、IB教育を導入するためのノウハウ提供等の支援を実施しています。

令和3年度も、IBの導入を希望する学校・教育委員会等に向けたきめ細やかな支援を引き続き推進していきます。

6 開発途上国への協力

教員の国際協力への参加促進を目的として、平成13年度にJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設され、これまでに1,400名を超える教員が世界各地の開発途上国等に派遣され、活躍しています。同制度は、2021年に、20周年を迎えます。

本制度では、教員が現職の身分を保持したまま活動に参加でき、学年暦に合わせた派遣期間の設定（通常2年3か月の派遣期間を4月からの2年間とする）、1次選考（技術選考）の免除等教員の参加を促す様々な措置を講じています。

教員は、指導案の作成、教材開発、指導技術等、実践的な能力や経験を身に付けており、我が国の教育経験を生かした国際協力を進めていく上での貴重な人材です。

派遣された教員は、開発途上国で国際教育協力に従事し、現地の発展に貢献すると同時に、厳しい環境の下で現地の

人々と生活を共にする中で、問題への対処能力や指導力など、教員としての資質能力の向上が期待されます。

さらに、帰国後は自身の貴重な経験を地域や学校における国際理解教育、外国人児童生徒やその保護者への柔軟な対応等に生かすことで地域全体の活性化や国際化、ひいては我が国の教育の充実にもつながることが期待されています。

現在も、外国人児童生徒の多い学校への帰国教員の配属、帰国教員による国際理解教育についての講義等の取組が行われていますが、こうした取組には、教育委員会や学校による教員に対する組織的支援が不可欠です。教育委員会や学校においても、本制度の趣旨と成果を理解の上、国際的な視点や経験を持った人材の育成に本制度を御活用ください。

7 日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術教育を行う高等専門学校制度など、我が国の教育を取り入れたいとのニーズが諸外国から寄せられています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は平成28年度から「日本型教育の海外展開推進事業」（EDU-Port ニッポン）を実施し、日本型教育の海外展開に向けて外務省や経済産業



EDU-Portニッポン公認プロジェクトの取組
（写真提供:特定非営利活動法人Colorbath）

省、JICA、JETRO、民間教育産業等と協働する場（プラットフォーム）を構築するとともに、企業や大学等が行う海外展開事業を支援しています。事業開始から令和元年度までの5年間で、36か国・地域から約7万9000人の参加がありました。

令和2年度 EDU-Port 公認プロジェクトに採択された Colorbath による取組では、マラウイの学校との間で ICT を活用した双方向グローバルプログラムが実施されました。山口県周南市の中学校とマラウイの小学校との交流においては、日本側からは、我が国特有の取組である生徒会や委員会活動などについて紹介され、マラウイ側からは、電力不足により日常的に停電が起こる等といった学校の環境について紹介がありました。参加者一人ひとりが他国の生徒との違いについて気づきのきっかけを得るとともに、我が国の特別活動の意義や魅力を再認識する機会となりました。

事業開始から5年が経過し第2期目を迎える令和3年度以降の EDU-Port ニッポンでは、日本型教育の海外展開を通じて、国内の教育の国際化・質的向上に資すること等目指し、これまで以上に国内の学校からの参画が得られるよう事業を推進していきます。

今年度、官民協働のプラットフォームを通じて、引き続き企業や大学等による日本型教育の海外展開等を推進するとともに、コロナ禍を踏まえた公衆衛生教育や ICT を活用した教育等に関する調査研究を実施します。

事業の進捗・募集等については、定期的にメールマガジンにて報告していますので、御関心のある方は御登録ください。
<参考：お問合せ・メールマガジン御登録>



EDU-Port ニッポン 検索

8 人的交流の推進

異文化交流や相互理解は、まず子供たちに直接接している教員に、相手国に対する理解を深めてもらうことが重要です。文部科学省では、G7教育大臣会合で国際協働及び教員交流の重要性が確認されたこと踏まえ、「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。本プログラムでは、我が国の初等中等教育段階の教員が、諸外国の教

員と、経験や課題を相互に学び合うための教育実践活動や交流を行い、現場体験に基づく国際比較研究等の実施により、様々な教育課題に関する教育実践の改善に取り組んでいます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、オンラインを通じて40名程度の日本人の教員と25名程度のアメリカ、ニュージーランド、フィンランド、ブラジル等の教員が交流しました。

また、文部科学省では、中国、韓国、タイ及びインドから、初等中等教育における教職員を我が国に招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活や文化等について幅広く理解を深める機会を提供するとともに、我が国の教職員の家庭を直接訪問し、相互の交流を深めてもらうことで、相互理解と友好親善を図るプログラムを実施しています。同様に我が国の初等中等教育における教職員を中国、韓国及びタイに派遣し、相互交流を図っています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国際的な人の往来が困難となったため、オンラインで中国、韓国、タイ、インド及び我が国から合計125名の教職員が事業に参加しました。

日米間においては、昭和26年に発足した「日米教育交流計画」（日米フルブライト交流事業）により、これまで約10,000名の学生・研究者等の交流が行われており、令和元年度は、日本から42名、米国から52名の奨学生が本事業に参加しました。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンラインも活用し、日米交流の推進を図っています。



「ニュージーランドの多文化共生教育に学ぶプログラム」でのオンライン交流の風景（写真提供：国立大学法人大阪教育大学）

<参考：新時代の教育のための国際協働プログラム>

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/kyouiku/1398624_00001.htm

<参考：日米教育交流プログラム>

<https://www.fulbright.jp/sep/>

スポーツ庁

I 新しい生活様式の中でのスポーツとスポーツ活動再開支援、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

1 新しい生活様式の中でのスポーツとスポーツ活動継続・再開支援

令和2年3月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）会の1年延期が決定され、4月には、緊急事態宣言が発令されました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」を実践し、中長期にわたり感染症対策と向き合う生活を送ることになりました。

そのような中で、外出自粛による運動不足等から身体的及び精神的な健康を脅かす健康二次被害が懸念されています。適度に運動・スポーツを行うことは、健康の保持・増進だけでなく、ストレス解消、自己免疫力を高めてウイルス性感染症を予防することにも役立ちます。

スポーツ庁では、健康二次被害を防ぐために、①テレワークで座位時間が増えた方、②お子さんを持つご家族、③ご高齢の方、といったターゲット別に、運動・スポーツの実施啓発リーフレットを作成しました。特に運動不足による筋力や認知機能の低下等が懸念される高齢者向けには、スポーツを通じて健康二次被害を防ぐためのガイドラインを作成しました。



また、経済的な支援として、全国規模のスポーツイベント

の主催者に対し会場での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、継続的な集客等のための広報、施設の確保、選手等の非感染状態確認のために必要な費用を補助しました。また、今後新たな収益を生み出すような、デジタル技術を用いたリモート観戦など、スポーツの価値を最大限に活用した新たな取組も支援していきます。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされたスポーツ関係団体や個人事業主に対し、感染対策をとりつつ、活動の再開・継続を行うために必要な経費を支援しました。

スポーツ活動の再開に向けて、スポーツ庁、各スポーツ関係団体は、感染拡大予防のためのガイドラインを作成し、感染対策をしながら、競技や観戦を楽しむ方法、オンラインによる開催方法を取り入れるなど新たなスポーツの在り方を模索してきました。東京2020大会は、この中で得られた知見を最大限に活用し、選手だけでなく大会に関わるすべての人が安全・安心に参加できるように、関係省庁や関係団体等と連携し、大会の成功に向けて取り組んでいきます。

2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組について

平成25年9月の国際オリンピック委員会（IOC）総会において、オリンピック・パラリンピック競技大会を東京で開催することが決定しました。

「東京2020大会」については、令和2年3月に延期が決定し、同月、オリンピック競技大会は令和3年7月23日から、パラリンピック競技大会は令和3年8月24日から開催されることが決定しました。スポーツ庁としては、この東京2020大会を、日本社会を元気にする契機とするだけでなく、大会開催の効果を全国に波及させるため、オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進、国立競技場の整備など、様々な取組を展開しています。

(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京2020大会を契機に、国民一人一人がスポーツの価値やオリンピック・パラリンピックの意義に触れることで、スポーツの価値を再認識し、多くの方がスポーツに親しむようにな

ることは大会のレガシーの一つとして重要です。

また、平成27年11月に閣議決定された「二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」においても、次世代に誇れる有形・無形の遺産（レガシー）を全国に創出することとされており、スポーツ庁では、オリンピック・パラリンピック教育をこのレガシー創出の重要な取組の一つとして推進しています。

平成27年2月にはオリンピック・パラリンピック教育を推進するための方策等について、有識者会議を設置し、平成28年7月に「オリンピック・パラリンピック教育の推進にむけて」として最終報告を取りまとめました。

また、平成27年度から、オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的な手法に関する調査研究事業として、大学が研究拠点となり、宮城県・京都府・福岡県の3府・県において初等中等教育機関等と連携した実践的な取組を開始しました。

平成28年度からは、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業を実施しており、平成29年度は全国20の府・県・政令市で、平成30年度は全国35の道・府・県・政令市で、令和元年度及び令和2年度は全国45の道・府・県・政令市で事業が展開されています。なお、平成29年度からは全国中核拠点である筑波大学、早稲田大学、日本体育大学のほか、東京都や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京2020組織委員会）、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）などと意見を共有する全国コンソーシアムを設け、ここで出た意見を地域拠点に還元することで充実した取組ができるように努めています。

さらに、令和2年度は、ICT機器を活用し遠隔地でもアスリートと子供たちが交流を深められるような環境づくりや、オ

ンライン会議システムを活用して地域間の情報交換を促進するなど、新しい生活様式に対応したオリンピック・パラリンピック教育を推し進めました。今年度は、聖火リレー応援の支援など大会開催年ならではの取組を安全安心な環境のもと、推進していきます。

(2) ホストタウンの推進

政府では、東京2020大会の開催という機会を国全体で最大限活かし、全国津々浦々にまで大会の効果を行き渡らせ、地域活性化につなげていくことを目指しています。

特に、大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、全国に広げるための取組を進めています。

令和3年3月30日には、ホストタウンの第二八次登録団体を公表し、登録数は453件となりました。

東京2020大会に向けて、今後も取組の推進が期待されています。

(3) 国立競技場の竣工

東京2020大会のメインスタジアムとなる国立競技場については、世界の人々に感動を与える場となるよう、「アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさ」を基本理念として、整備を進め、令和元年11月に竣工しました。竣工式や、一般公開のオープニングイベントなどを開催した後、令和2年1月からは東京2020組織委員会による仮設工事等が行われています。大会成功に向けて、着実に準備を進めていきます。

II スポーツ庁が重点的に取り組む施策

スポーツ庁では第2期スポーツ基本計画（平成29年3月）の趣旨を踏まえ、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・協力、障害者スポーツの振興、学校体育の充実など、関係省庁や民間企業と一体となってスポーツ行政を総合的・一体的に推進しています。

なお、第2期スポーツ基本計画は令和3年度が期末となり、今後のスポーツ政策の基本的な方向性等を示すも



ICT機器を活用したアスリート派遣

のとして、令和3年4月に、スポーツ審議会に対して「第3期スポーツ基本計画の策定について」の審議を依頼する諮問がなされました。現在スポーツ審議会においては、「未来社会における生涯を通じた豊かなSport in Life ビジョン等も含め、2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方」や、「今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策、計画の実効性を高めるための方策」を中心に、審議が行われています。

1 スポーツを通じた健康増進について

スポーツ基本法の前文で、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」であると規定されているとおり、我が国の国民医療費が年々増加傾向にある中、運動・スポーツを実施することによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになってきています。

スポーツを通じた健康増進を図っていくためには国民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。このため一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ」（生活の中にスポーツを）という姿を目指し、『Sport in Life プロジェクト』に取り組んでいます。本プロジェクトでは、趣旨に賛同し、コンソーシアムに加盟いただいた団体・企業とともに、多様なスポーツ機会を提供しています。特にスポーツ実施率の低い20代から50代のいわゆる「ビジネスパーソン」は、仕事や家事等によりスポーツに取り組む時間を確保しにくいとの声があることから、一日の大半を過ごす職場において、スポーツに親しむきっかけづくりを推進するため、『スポーツエールカンパニー』の認定や、通勤時間や休憩時間等を活用して気軽に運動・スポーツに取り組める環境整備に官民連携で取り組



んでいます。そして、令和3年度は、新たに、スポーツ実施の機運を高めていくため、国民に向けた普及啓発やイベントを開催する「Sport in Lifeムーブメント」を展開していきます。

さらに、男性と比べてスポーツ実施率の低い女性に対しては、「女性スポーツ促進キャンペーン」で令和元年度に作成した、オリジナルダンスやMyスポーツメニューをリニューアルし、引き続きホームページやSNS等のコンテンツで発信しています。

加えて、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を推進しています。

認定企業の取組事例



スポーツエールカンパニー認定企業の取組事例

2 学校体育・運動部活動について

平成29年に小学校及び中学校、平成30年に高等学校の新学習指導要領が公示され、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施、高等学校は令和4年度入学生より年次進行での実施がなされることとなっています。体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指しています。その中で、小学校から高等学校までを見通して、指導内容の系統化や明確化を図っています。スポーツ庁では、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、学校において体育科・保健体育科の指導の充実を図るため、引き続き、全国都道府県・指定都市教育委員会の学校体育を担当する指導主事向けの研究協議会や実技研修会等の開催を通じて、学習指導要領

の趣旨の徹底を図ることとしています。また、これまでに作成した映像による参考資料等や全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の学校等での活用も推進していきます。

学校における体育活動の安全確保については、死亡事故や重大な事故などの事例を分析し、基本的な安全対策についてまとめた「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」の内容を映像によって示した資料を作成して全国の小中高等学校等に配布しています。令和3年度も引き続き教育委員会や大学、スポーツ団体、医療機関などの関係者間において事故防止のための最新の知見や事例等に係る情報を共有し、全国各地で協議を行うこととしています。

運動部活動については、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること等を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すため、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成し、公表しました。

本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象（高等学校段階においても原則適用）とし、

- 1 適切な運営のための体制整備
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- 3 適切な休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- 5 学校単位で参加する大会等の見直し

について、学校や学校の設置者、地方公共団体、スポーツ団体が取り組む内容を示しています。

また、令和2年9月に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について取りまとめ、改革の第一歩として、令和5年度から、休日の部活動を段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動に移行することとしました。休日の部活動の段階的な地域移行にあたっては、教師に代わり、専門的な指導を担うことができる地域人材や、地域のスポーツ活動を運営する団体の確保、費用負担の在り方の整理等が必要であり、これらの課題に取り組むため、今年度から全国各地域で、国として実践研究を行います。

各地域の実情に応じた多様な取組を着実に進め、その成果を広く情報発信することで、休日の部活動の地域移行を全国展開していきたいと考えており、生徒にとって望ましい指導の実現と教師の負担軽減を両立できる部活動改革を進め

ていきます。

3 大学スポーツの振興について

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育の授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動（体育会活動、サークル活動、ボランティア等）の側面があります。全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながるものです。また、大学の持つスポーツ資源（学生、指導者、研究者、施設等）の活用は、国民の健康増進や障害者スポーツの振興に資するとともに、地域や経済の活性化の起爆剤となり得るものです。

このため、文部科学省及びスポーツ庁は、平成28年4月から「大学スポーツの振興に関する検討会議」を開催して大学スポーツの活性化について議論を行い、29年3月に取りまとめを行いました。本取りまとめにおいては、大学スポーツの振興に向けて、大学トップ層の理解醸成、スポーツマネジメント人材の育成、各大学のスポーツ分野の取組を戦略的、一体的に行う部局の設置、大学スポーツ全体を統括し発展を戦略的に推進する組織の設置が重要であるとの方向性が示されました。

取りまとめを受け、平成30年7月より大学、学生競技連盟が中心となり開催された準備委員会を経て、大学横断的かつ競技横断的統括組織である一般社団法人大学スポーツ協会（英名：Japan Association for University Athletics and Sport 略称：UNIVAS）が31年3月1日設立されました。令和2年度には同協会より新型コロナウイルス感染症対策として「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」を作成されました。

スポーツ庁は、大学スポーツ協会の設立理念に基づいた学業充実、安全安心・医科学、事業・マーケティング分野等の活動事業をサポートするとともに、大学内のスポーツ活動の企画立案、コーディネート、資金調達等を担う専門人材である大学スポーツアドミニストレーターの配置やスポーツ分野を一体的に統括する部局の設置を進めています。大学スポーツアドミニストレーターについては、令和3年度までに配置する大学を100大学にするという目標を掲げ、大学スポーツにおける先進的モデル事業を進めており、令和2年度には8大学を選定しました。

4 障害者スポーツについて

スポーツ基本計画の主な目標の一つに、スポーツを通じた共生社会の実現があります。このためには、多くの障害者がスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者スポーツの裾野を広げていくことが重要です。

このため、各地域における課題に対応して障害者スポーツの振興体制の強化や身近な場所でスポーツを実施できる環境を整えるとともに、障害者スポーツ団体相互の連携促進等、障害者スポーツ団体に対する体制整備の支援等の取組を進めています。さらに、令和3年度から、障害者スポーツを試したい方が、少ない負担で用具を利用でき、気軽にスポーツにアプローチできるようにするため、スポーツ用具活用普及拠点の整備に向けたモデル創出のための事業を実施します。

また、東京2020大会を契機に、全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の祭典を実施するとともに、特別支援学校を地域の拠点としていくことを目指す「Special プロジェクト2020」を実施しています。



5 スポーツの成長産業化について

スポーツ産業の活性化による収益をスポーツ環境の充実に戻元し、スポーツ人口の拡大へとつなげる自律的好循環を生み出していくことが重要です。

このため、令和2年7月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」でも、「スポーツ市場規模を令和2年までに10兆円、令和7年までに15兆円に拡大することを目指す」こと、及び「全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、平成29年から令和7年までに

20拠点を実現する」ことが目標として掲げられています。

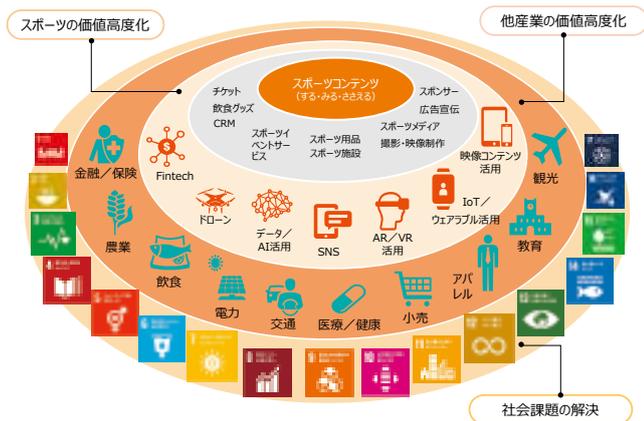
スポーツ庁では、①中央競技団体の経営力強化の推進、②スポーツオープンイノベーションの推進、③スタジアム・アリーナ改革の推進、④スポーツシェアリングエコノミー導入の促進等の施策に取り組んでいます。

スポーツ団体が、ガバナンスの確保やスポーツを通じた社会課題の解決といった社会的な要請に responding していくためには、収益の向上など安定的な経営基盤の確立が必要です。一方で、対象競技における唯一の国内統括団体である中央競技団体は、収益力向上に不可欠な普及（競技人口や愛好者の拡大等）及びマーケティング（収益の拡大）の重要性に関する認識が十分でなく、また、これらの活動を実施するための人材や資金が不足しています。このため、「中央競技団体による中長期普及・マーケティング戦略策定・実行に向けた手引き」を令和2年3月に策定するとともに、令和3年3月は戦略実行に向けた主体的な取組を促すための実践的なポイント集と事例集を作成しました。さらに、他の中央競技団体の参考となるモデル形成支援を通じて、スポーツ団体の経営力強化を図っています。

また、スポーツの成長産業化のための基盤を形成するため、スポーツの場におけるオープンイノベーションを推進し、スポーツへの投資促進やスポーツの価値高度化を図ることが必要です。その実現に向けて、スポーツ界が有するデータ・権利・施設等の多様なリソースと他の産業や学術機関等が有する技術・ノウハウ等のリソースとの融合を促し、新たな財・サービスの創出を促進するスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の構築を推進しています。これまでにSOIP構築に向け、現場レベルでの人的交流を図るカンファレンスの開催、我が国初となる中央競技団体をイノベーションプラットフォームとした他産業との連携による新サービスの創出プロジェクトに取り組むとともに、令和2年度は、新しく、国内における先進的な取組を顕彰するコンテストを開催しました。引き続き、これらの取組を推進していくとともに、地域におけるSOIP構築の動きを後押しするなど、スポーツオープンイノベーションを推進していきます。

さらに「みるスポーツ」のためのスタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設です。その潜在力を最大限発揮させるには民間活力の活用が必要であるため、平成29年6月に、スタジアム・アリーナ改革全体の方向性や国内外の先進事例、資金調達手法に係る検討事項、持続的な運営・管理に必要な事項等をまとめた「ス

SOIP推進によりスポーツ市場を拡大



「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第2版）」を公表しました。また、平成31年3月には、スタジアム・アリーナが地域にもたらす経済的・社会的効果のロジックモデルを示した「社会的インパクト評価の手法を用いたスタジアム・アリーナ効果検証モデル」を公表しました。さらに、令和元年10月から、スタジアム・アリーナ改革の周知・普及を目的としたセミナーを全国10会場で開催するとともに、国の支援に係る一元的な相談窓口の設置（相談窓口URL：http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1406525.htm）や専門家派遣等を通じて、先進事例の形成に取り組んでいます。令和2年3月には、政府目標である20拠点の選定のための基準等を定めた「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱」を策定し、選定を開始しました。今後も必要な情報提供や各地域で進む先進的な取組を支援することにより、スタジアム・アリーナ改革を推進していきます。

加えて、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーを普及していくことは、スポーツ指導者と施設の稼働率・収益性を高め、スポーツ市場の拡大やスポーツ実施率向上にもつながる可能性があります。このため、平成30年6月からモデル形成に向けた実証事業を行うとともに、令和2年3月には、地方公共団体及び施設管理者向けに、施設情報のオープン化のためのプロセス等を示した「スポーツ指導スキルとスペースのシェアリングエコノミー導入手引き」を策定しました。今後、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーを推進していくため、先行するモデル事業を支援するとともに、指導者データのオープン化や導入の効果検証等を進めていきます。

6 スポーツを通じた地域活性化について

スポーツは感動を与えるだけでなく、地域への社会的効果や経済効果を創出することで地域活性化に大きな役割を果たすことが期待されています。スポーツ庁では各地域における推進役の「地域スポーツコミッション」が行うスポーツ大会・イベントの開催や、スポーツ合宿・キャンプの誘致等の活動を平成27年度から支援しています。

令和2年度には、地域資源とスポーツを掛け合わせた先進的な観光コンテンツの造成や磨き上げを行うため、3つのテーマ（スノースポーツ、サイクリング、武道）で全国6か所のモデル地域を選定し、先進的な取組を支援しました。また、地域資源のネットワークを形成するため、武道ツーリズムに関する施設情報を集約したデータベースを構築しました。

プロモーション事業では、平成30年3月に策定された「スポーツツーリズム需要拡大戦略」や令和2年3月に策定された「武道ツーリズム推進方針」に基づき、武道ツーリズムに関する疑似体験コンテンツやコンテンツウェブサイトの作成、デジタルプロモーションを実施しました。

スポーツ庁・文化庁・観光庁の3庁連携施策の一つである「スポーツ文化ツーリズムアワード2020」において、全国から優れた取組を募集して表彰するとともに、特集動画やパンフレットを作成して全国への広報を行いました。

合わせて、あらゆるスポーツシーンを支えるスポーツ施設が適切に整備・管理・運営されていくことも重要です。安全で魅力的で、多様な利用が可能となるスポーツ施設が、持続的に地域に存在していくための施策を展開しました。

今年度も引き続き、スポーツを通じた地域活性化の取組を進めてまいります。



7

スポーツを通じた 国際交流・協力について

スポーツの持つ価値を共有し、広めていくためにはスポーツを通じた国際交流・協力を推進していくことが重要です。スポーツ庁では、平成30年9月に、スポーツ国際戦略を策定し、スポーツを通じた国際交流や国際協力の成果が効果的かつ効率的に他分野にも拡大するよう、関係機関と連携して取組を進めています。

まず、「スポーツ国際展開基盤形成事業」において、スポーツに関する国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるべく、国際競技連盟（IF）等の役員ポスト獲得や、国際的な実務能力及びネットワークを有する人材の養成に対する支援を実施しています。また、国内外の情報を収集・分析する拠点を形成し、戦略的な情報発信を行うことで、国際スポーツ界における我が国のプレゼンスの向上を図っています。

また、スポーツ国際展開の効果を他分野に拡大させるため、平成30年7月にスポーツ産業分野に関し、スポーツ庁、経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の4者で基本合意書を締結しており、連携を強化しながら取組を進めています。また令和2年には、我が国のスポーツ産業の国際展開を促進するため、国内外の先事例を調査し、国としての支援の在り方を検討しました。

さらに、スポーツ分野における各国との連携を強化するために、国際的な対話枠組みの構築も積極的に行っています。平成28年度より日中韓スポーツ大臣会合が、平成29年度より日・ASEANスポーツ大臣会合が隔年で開催されています。令和2年には、「第3回日中韓スポーツ大臣会合」がオンラインで開催され、3か国間のさらなるスポーツ交流の促進や協力強化について合意し、成果文書として「北京共同声明」に署名しました。

加えて、各国とのスポーツ協力をより密にするため、2国間のスポーツ分野における協力覚書を現在31か国と締結しています。

このほか、東京2020大会に向けて、①スポーツを通じた国際協力及び国際交流、②国際スポーツ人材育成拠点の構築、③国際的なアンチドーピング推進体制の強化支援を柱とする「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムに取り組んでいます。このプログラムは、開発途上国をはじめとする

100か国以上の国において、1000万人以上を対象に、世界のより良い未来のために、未来を担う若者をはじめあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく取組です。具体的には、パラリンピック参加国・地域拡大支援、学校体育カリキュラム策定支援、長期・短期の人材養成プログラム等を行っています。2019年9月末までに予定より早く100か国・1000万人以上の目標を達成しました。

令和4年には、世界水泳選手権とワールドマスターズゲームズ2021関西が開催されます。ワールドマスターズゲームズ2021関西は、主にトップアスリートが活躍するような大会とは異なり、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰でも参加できます。

我が国で国際競技大会を開催することは、我が国の競技力向上に資する環境の構築などスポーツの振興につながるだけでなく、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにすることを通じて多くの国民に夢や感動を与えることにつながります。さらに、大会・イベントの開催は、地域の一体感の醸成やスポーツ人口・関心層の拡大等の社会的効果や、観光客数の増加等の経済効果の創出につながります。国際競技大会の積極的な招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体等との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。引き続き、スポーツの力を活用しながら、国際交流・協力を戦略的に展開していきます。

8

我が国の国際競技力の 向上について

オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手の活躍は、国民に夢と希望を与えるものであり、第2期スポーツ基本計画や「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成28年10月）に基づき、国際競技力の向上に向けて以下の施策を実施しています。

一つ目は、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援です。令和元年度から、東京大会に向けた「ラストスパート期」として、「メダル獲得の最大化」の考えのもと支援を柔軟かつ大胆に重点化しています。

また、各競技団体が中長期の強化戦略に基づいて競技力強化を行うことを支援するため、JSCにJOC・JPC等による相談体制をとっています。

二つ目は、次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築です。JSC、JSPO、JOC、JPC及び地方公共団体等と連携し、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムの構築を進めています。

三つ目は、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実です。スポーツ医・科学研究、支援を行う中枢機関である国立スポーツ科学センター（JISS）と高度なトレーニング環境を提供するナショナルトレーニングセンター（NTC）の機能を一体的に捉えたハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）を中心にメダル獲得の可能性が高い競技を対象に、スポーツ医・科学、情報による専門的かつ高度な支援を実施しています。

四つ目は、トップアスリートのニーズに対応できる拠点の充実です。NTCについては、オリンピック競技とパラリンピック競技の更なる共同利用化等を見据え拡充整備に取り組み、NTC屋内トレーニングセンター・イーストが、令和元年6月末に完成しました。

また、冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技のトレーニング環境の充実を図るため、既存施設をNTC競技別強化拠点施設として指定しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年度予算においては、感染症対策を徹底しつつ新しい生活様式を踏まえた強化活動を行う競技団体への支援を行うとともに、HPSCを中心に、感染症等の様々な制約を受ける状況にあっても継続的に選手強化が行われるレジリエント（強靱）なシステムを構築するための経費を計上しています。具体的には、スポーツ医・科学的なアプローチに基づき、コンディショニング、リモートの活用など競技特性を踏まえた多様な支援手法の研究、競技用具の研究開発等を進めることとしています。

スポーツ庁では、東京2020大会及び2022年北京オリンピック・パラリンピック冬季競技大会に向けた支援の取組を進めていくとともに、それ以降も見据えて、競技力強化のための取組の更なる充実を図っていきます。

よる暴力、ファン等による人種差別や暴力行為、他者への不正行為等、スポーツの価値を損なう問題が生じています。そのため、第2期スポーツ基本計画では、東京2020大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指していくこととしています。

平成31年2月からスポーツ審議会スポーツ・インテグリティ部会において、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めた「スポーツ団体ガバナンスコード」に関する審議を開始し、令和元年6月に「スポーツ団体ガバナンスコード」〈中央競技団体向け〉、8月に「スポーツ団体ガバナンスコード」〈一般スポーツ団体向け〉をそれぞれ策定しました。同コードにおいては外部理事（25%以上）及び女性理事（40%以上）の目標割合を定めているほか、役職員、及び選手、指導者に対するコンプライアンス研修の実施、通報制度の構築等を求め、単に不祥事案の未然防止にとどまらず、スポーツの価値が最大限発揮されるよう、その重要な担い手であるスポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図ることとしています。同コードに基づき、令和2年度から、中央競技団体は自らの取組状況を説明・公表するとともに、自らが加盟する統括団体による適合性審査が実施されています。また、中央競技団体以外のスポーツ団体（一般スポーツ団体）においては、令和2年度に開設したJSCの専用ウェブサイトを活用し、同コードのセルフチェックシートに基づく自己説明を自主的に行うことが期待されます。

さらに、スポーツ・インテグリティの確保のためには、スポーツ団体のガバナンス強化のみならず、スポーツを行う者の権利・利益の保護も重要です。

スポーツ庁は、指導者等の資質・能力の向上及び教育・啓発活動を促進するとともに相談窓口の設置及び活用を促進しています。その取組の一例として、ハラスメントの事例を取り上げてわかりやすく解説した書籍『実践!グッドコーチング』の制作に際し、JSPOとともに制作協力しました。

また、スポーツの大会等において、競技用ユニフォームを着用したアスリートが性的意図をもって写真・動画を撮影されたり、アスリートの写真・動画がインターネット上に性的意図を持って掲載されたりする事案（アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント）が、以前から問題になってきました。安心して競技に取り組める環境を守る姿勢を明確にするため、スポーツ関係団体とスポーツ庁において協力し、スポー

9 スポーツにおける インテグリティの確保について

スポーツは本来、見る人々を感動させ、国民に勇気を与えるものです。しかしながら、昨今、スポーツ選手等による違法行為や、スポーツ団体での不正経理、スポーツ指導者に

ツ界全体としてこの問題に取り組んでいます。

東京2020大会は、ドーピングのないクリーンな大会とすることが世界から求められていること等を踏まえ、スポーツ庁では、関係団体等と連携して、ドーピング防止体制の強化を図っています。

具体的には、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構と協力し、世界各国から参加するアスリートのドーピング検査に対応できるよう、英語等の言語能力や豊富な実地経験を備えたドーピング検査員の育成に取り組んでいます。

また、JSCと連携し、禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないドーピング防止規則違反に対応するため、ドーピング通報窓口の運用等を通じた情報収集や専門的知見からの分析などのインテリジェンス活動を推進しています。

さらに、我が国のアスリート等からドーピング防止規則違反を出さないよう、若い世代への教育を強化するとともに、学校教育課程においてドーピング防止を含むスポーツの価値教育の促進にも取り組んでいます。これに加えて、令和元年度からは、アスリートを「意図しないドーピング」から守るため、医療従事者に対する情報提供等にも取り組んでいます。

文化庁

「文化芸術立国」の実現を目指して

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術は、それを通じてあらゆる人々が社会に参画することで、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものであるほか、観光やまちづくり、産業等の関連分野において、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動等を実現するものであるなど、多様な価値を有しており、重要な役割を担っています。文化庁は、こうした文化の振興を図り、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組みます。

1 文化芸術推進基本計画（第一期）と文化予算と組織

(1) 文化芸術推進基本計画（第一期）について

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、改正文化芸術基本法に基づき、文化審議会や文化芸術推進会議等を経て「文化芸術推進基本計画」（以下「基本計画」）を定めています。

基本計画では、文化芸術が本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有するものであることを明確化したほか、少子高齢化やグローバル化、高度情報化など変化する社会の要請に応じつつ、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められていること、また、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として次の四つの目標と、今後の5年間（平成30年度から令和4年度）の文化芸術政策の基本的な方向性として六つの戦略を定めています。

目標 1	文化芸術の創造・発展・継承と教育
目標 2	創造的で活力ある社会
目標 3	心豊かで多様性のある社会
目標 4	地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

戦略 1	文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
------	----------------------------

戦略 2	文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
戦略 3	国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
戦略 4	多様な価値観の形成と包括的環境の推進による社会的価値の醸成
戦略 5	多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
戦略 6	地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

関係府省庁をはじめ各関係機関との連携及び協働を図りながら、基本計画に基づき必要な取組を進めます。

(2) 文化庁予算及び組織について

令和3年度文化庁予算においては、舞台芸術などの文化芸術の創造活動や、文化芸術人材の育成及び子供たちの文化芸術体験の推進、災害等から文化財を護るための防災対策や文化財の確実な継承に向けた保存・活用の促進、文化振興の拠点としての博物館活動や地域の文化観光の推進への支援など文化発信を支える基盤の整備・充実など、対前年度8億円増の1075億円を計上しています。

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、「日本博」を契機とした観光コンテンツの拡充、文化財の多言語化や文化資源の高付加価値化など、文化資源の磨き上げによるインバウンドのための環境整備を行います。

加えて、令和3年1月には、令和2年度第3次補正予算が成立しており、コロナ禍における文化芸術活動支援や子供たちの実演芸術の鑑賞・体験等への支援をはじめ、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に向けた取組や、文化財の防火・防災、修理・整備対策をはじめとする国土強靱化や災害復旧に向けた取組を行ってまいります。

また、文化庁として新たな政策課題にスピード感をもって適切に対応していくため、博物館・美術館の活動支援体制の

強化や食文化の推進に向けた体制整備を図ることとし、令和2年度から参事官（文化観光担当）及び参事官（食文化担当）を新設しました。

2 新型コロナウイルス感染症の流行に関する対応

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、文化芸術関係イベントの中止や開催方式の変更をはじめ、文化芸術活動は多大なる影響を受けてまいりました。

そのため、政府全体としての雇用維持等に向けた取組に加えて、持続化給付金、雇用調整助成金や中止等となった文化イベントのチケット代金の寄附に係る税制特例、税や社会保険料の猶予など、あらゆる手段で、文化事業の継続と雇用の維持を図ってまいりました。

加えて、文化庁においては、令和2年度第1次・第2次・第3次補正予算を活用し、文化施設の感染症対策、文化芸術団体の活動継続や収益力強化の取組、感染対策を十分に実施したうえで行う積極的な公演への支援等を行ってまいりました。

引き続き、文化芸術活動の再開・継続・発展に向けて、あらゆる手段を通じて取り組んでまいります。

3 京都への本格移転に向けた取組

平成30年6月に「文部科学省設置法」等を改正し、その附帯決議において、「文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること」とされたことを受け、令和元年度及び令和2年度には、臨時国会期間中に移転予定部署の職員が京都で執務を行うとともに、テレビ会議やウェブ会議等を活用し会議等への出席を行うなど、本格的な移転を見据えた業務のシミュレーションを行いました。

今までのシミュレーション等を通じて洗い出された課題については、文化庁を中心に関係府省庁が連携し、必要な対策を講じることにより、文化庁の京都移転が円滑に進められるように努めてまいります。

4

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム

(1) 文化プログラムの展開について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、文化の祭典でもあり、魅力ある日本文化を世界に発信するとともに、地域の文化資源を掘り起こし、地方創生や観光振興の実現にもつなげる絶好の機会です。

このため、文化庁では、大会組織委員会や関係省庁、地方公共団体、民間団体等と連携しつつ、「日本博」をはじめとする文化プログラムを積極的に推進しています。また、全国各地の文化プログラム等の情報を広く収集し、インターネット上で管理・集約する「文化情報プラットフォーム」やその情報を基にした文化プログラム総合ポータルサイト「Culture NIPPON」の試験的な運用にも継続的に取り組んでいます。令和2年11月15日には、人気アニメクリエイターが実際に文化プログラムを体験した動画を題材に、子供たちに文化プログラムの楽しみ方を伝えるシンポジウムを開催し、文化プログラムへの積極的な参加を呼びかけました。

(2) 「日本博」について

文化庁では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする文化プログラムの中核的事業として、「日本博」を全国各地で展開しています。

「日本博」は、縄文時代から現代まで続く日本の美を各分野にわたって体系的に展開していく大型プロジェクトであり、「日本人と自然」という総合テーマの下に、各地域が誇る様々な文化資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、文化による国家ブランディングの強化、インバウンド需要の回復や国内観光需要の一層の喚起を図ります。

5

舞台芸術活動等の推進

(1) 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対して優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった公演活動について支援を行っています。日本芸術文化振興会において

は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等を支援するため、文化芸術復興創造基金を創設しています。また、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信するための取組に対して支援を行うことで、国際発信力を強化し、国際文化交流を推進しています。このほか、芸術の創造と発展を図ることを目的として、「文化庁芸術祭」を毎年秋に開催しています。

ほか、若手芸術家が海外での実践的な研修に従事する機会を提供する等の人材育成に取り組んでいます。



文化庁芸術祭「こうもり」 ©写真：寺司正彦

6 メディア芸術の振興

(1) アニメーション・漫画などのメディア芸術の振興

我が国のアニメーション、マンガ、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術は、その作品を通じて広く国民に親しまれるとともに、海外で高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。

これらのメディア芸術を一層振興するため、創作活動への支援、普及、人材育成などに重点を置いて、施策の充実を図ります。

具体的には、文化庁メディア芸術祭の開催を一つの柱として我が国の優れたメディア芸術作品を国内外に発信しています。また、優秀な若手クリエイターやアニメーターの育成支援等を通じ次世代を担う人材の育成に努めているほか、メディア芸術作品の収集・保存・活用の取組を推進しています。

(2) 日本映画の振興

映画は、演劇や音楽、美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定

着している、国民的な芸術文化です。

文化庁では日本映画の振興のため、優れた日本映画の製作支援や撮影環境の充実等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人材育成を行っています。

7 子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

(1) 学校における芸術教育・文化部活動の充実

① 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の充実

これまで実施していた伝統音楽研修会に加え、令和元年度から新たに小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員等の研修会を実施し、学校における芸術教育の充実を図っています。

② 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的として、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を含めた質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保を図っています。

③ 文化部活動の環境整備のための取組

生徒のバランスの取れた生活や学校の働き方改革の観点から平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう、地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めています。

更に、子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施します。

また、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から続く我が国最大規模の高校生の文化の祭典として、「全国高等学校総合文

化祭」を開催しています。第45回となる令和3年度は、「届けよう和の心 若葉が奏でるハーモニー」を大会テーマとして、和歌山県において開催されます。

この大会において、演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門で優秀な成績を取めた高校等が、東京の国立劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に開催するほか、我が国の伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露し、交流する場となる全国高校生伝統文化フェスティバルを京都で開催しています。



和歌山大会マスコットキャラクター きいちゃん

(2) 子供たちの文化芸術活動の推進

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を体験・修得できる機会を提供します。更に、これまで体験機会のなかった地域の子供たちにも、地方公共団体が中心となり、地域の指導者等の協力により、体験活動機会の充実を図ります。

8

文化芸術による共生社会の実現

(1) 障害者等による文化芸術活動の推進

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたことを受け、同法に基づく国の基本計画が平成31年3月に策定されました。この計画に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しているところです。また、障害のある方々の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施



「CONNECT ⇔」～芸術・身体・デザインをひらく～

や助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

さらに、国立美術館、国立博物館で、障害者手帳を持つ人について展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館等において、車いす使用者も利用ができるトイレやエレベーターの設置を行う等、障害のある方々に対する環境改善も進めています。

(2) アイヌ文化の振興

令和2年7月12日、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、「アヌココロ アイヌ イコロマケナル（国立アイヌ民族博物館）」を中核施設とする「ウアイヌコロコタン（民族共生象徴空間）」（愛称：ウポポイ）が北海道白



国立アイヌ民族博物館外観

老町に開業しました。

国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした我が国初の国立博物館であり、「私たちのことば」など「私たちの」で始まる六つのテーマで、アイヌの人々の視点から紹介する基本展示をはじめ、体験キットを手にとって理解を深める探究展示“テンパテンパ※”、高精細の映像が楽しめるシアター、テーマ展示や特別展示等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に紹介しています。

また、アイヌ語の振興の観点から、館内ではアイヌ語を第一言語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語にも対応しています。（詳細はこちらを御覧ください。<https://nam.go.jp/>）

※テンパテンパとは、「触ってね」という意味のアイヌ語）

(3) 多様な文化を生かした地域づくり

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援し、国全体が活性化するための基盤づくりや、地方公共団体が、地域住民や地域の芸・産学官と共に地域の文化芸術資源を活用した取組を支援しています。

国民文化祭は、地域の文化資源等の特色を生かし、一層の地域の文化の振興に寄与するため、観光をはじめとした様々な施策と有機的に連携した文化の祭典であり、文化庁と都道府県等との共催により昭和61年度から開催しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった「第35回国民文化祭・みやぎ2020」が夏から宮城県において開催されるとともに、「山青し 海青し 文化は輝く」をキャッチフレーズに、「第36回国民文化祭・わかやま2021」が秋から和歌山県において開催されます。



わかやま大会マスコットキャラクター きいちゃん

さらに、訪日外国人の増加や活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭等を中核として観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成の取組を支援し、全国各地の多様で豊かな文化を国内外へ発信しています。



六本木アートナイト©六本木アートナイト実行委員会

(4) 生活文化等の振興・普及

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支えるものとして機能しています。和装や茶道、食文化など外国人がイメージする日本文化として我が国の魅力を高めるとともに、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、これら生活文化の振興を図るため、生活文化の各分野についての調査を進めています。また、従来とは異なるアプローチによる事業を行うなど、分野の活性化や魅力の向上を図っています。

また、令和3年度から、各地の食文化振興の取組（郷土食等の調査、継承、発信等）を支援するモデル事業を開始するとともに、文化財保護法に基づく保存・活用を推進します。

9 文化財の保存と継承

(1) 文化財保護制度の改革

過疎化や少子高齢化等による担い手不足や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による無形の文化財への影響を背景として、令和2年10月より文化審議会文化財分科会企画調査会を開催し、令和3年1月に報告書「企画調査会報告書～無形文化財及び無形の民俗文化財の創設に向けて～」がとりまとめられました。

同報告書では、

①我が国から22件がユネスコ無形文化遺産の代表一覧表に記載されていることや、各地域で、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、無形の文化財の継承に対する認識が高まっていることに加えて、コロナ禍により、公演、行事や日常的な教授活動を通じた継承が十分に行われないおそれのある危機的状況であることから、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を新たに創設すること

②文化財保存活用地域計画の策定等の過程で新たに把握される未指定の文化財について、地方公共団体が積極的に保存・活用を進められるようにするため、文化財保護法上の制度として地方登録制度を位置づけ、地方の創意により活用することができるようにすること

などが提言されています。(詳細はこちらを御覧ください：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/r02/index.html>)

本報告書を踏まえ、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度の創設と地方登録制度の法制化を柱とする「文化財保護法の一部を改正する法律案」が令和3年2月5日に閣議決定・国会提出され、同年4月16日に成立しました。(詳細はこちらを御覧ください：https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/dedeta/mext_00010.html)

(2) 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の改正により、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱(以下「大綱」という。)と、市町村における文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に係る総合的な施策を盛り込むものであり、令和3年3月末現在、38道府県で策定されています。市町村の地域計画は、できる限り域内の文化財を網羅的に把握した上で、域内の文化財の保存及び活用に係る基本的な方針、保存・活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定等文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現在移

譲されている都道府県・市のみならず認定町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。令和3年3月末現在、23市町で作成され、国の認定を受けています。今後、この大綱及び地域計画の策定は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、これらのプロセスを通じて、各地域において、貴重な地域の文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、令和3年度より新たな事業として「地域文化財総合活用推進事業(地域のシンボル整備等)」を設け、地域計画等に基づき地域の核(シンボル)となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援する地方公共団体を後押しすることとしています。



(3) 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財保護法に基づき、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群等を指定・選定し、重点的に保護するとともに、登録制度による緩やかな保護制度により、多種多様な文化財の保存・活用を図っています。さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存団体を認定しています。

また、これらの文化財について、保存と活用を図るために所有者、管理団体等が実施する事業に対して補助を行い、保存整備や活用等を引き続き推進します。

あわせて、国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要文化財等の買上げを

実施するとともに、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し補助を行います。

東日本大震災や平成 28 年熊本地震等の大規模災害への対応として、被害を受けた国指定等文化財について、早期の保存・修復を図るため、文化財の所有者等が実施する被災文化財の復旧事業に対する指導、経費の補助など、必要な措置を講じます。



国宝清水寺本堂 檜皮葺屋根葺替



加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観
(令和2年 11 月 20 日答申)



重要無形文化財「蒟醬」保持者：大谷早人



選定保存技術「能装束製作」保持者：佐々木洋次
(撮影：田村民子)



高岡市吉久伝統的建造物群保存地区
(令和 2 年 12 月 23 日選定)



天然記念物 銅山峰のツガザクラ群落
(平成 31 年 2 月 26 日指定)

(4) 埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、文化財保護法に基づき、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行っています。また、水中に存在する埋蔵文化財（水中遺跡）の保護体制の整備充実を図るため、地方公共団体が水中遺跡の保存活

用を円滑に推進するための『発掘調査のてびきー 水中遺跡調査編一』（仮称）の作成を進めます。

加えて、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業により、埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発や、埋蔵文化財の保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋運用を図ることによって、地域活性化を促進します。

(5) 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において令和元年度まで保存修理作業等を実施してきました。引き続き壁画の保存管理を行いながら、施設内に保管している壁画の公開を実施します。

特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、平成28年秋にオープンした「キトラ古墳壁画体験館 四(し)神(じん)の館(やかた)」において、石室から取り外した国宝キトラ古墳壁画の保存と活用を推進し、整備された古墳の公開をすすめます。

(6) 世界文化遺産と無形文化遺産

我が国を代表する文化遺産を、ユネスコの世界遺産一覧表に記載し、保護することにより、我が国の文化の世界への発信や、国民の歴史と文化を尊ぶ心の涵養を図ります。令和元年7月には、「百舌鳥・古市古墳群・古代日本の墳墓群」が世界遺産一覧表に記載され、現在は「北海道・北東北の縄文遺跡群」を推薦しています。引き続き、一覧表に記載された世界遺産を適切に保護するとともに、我が国の誇る貴重な文化遺産の世界遺産一覧表への記載を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産代表一覧表への記載を通じ、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組について世界に発信していくことも、国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等への貢献となり、同時に、国内外の無形文化遺産の担い手間の対話や交流を深めるきっかけとしても重要です。令和2年12月には、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が無形文化遺産の代表一覧表に記載されました。また、次の

記載候補として、「風流(ふりゅう)踊(おどり)」を提案しています。引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興するとともにユネスコ無形文化遺産への記載を推進します。

(7) 文化財の防火対策

ノートルダム大聖堂や首里城跡における火災を受け、令和元年に国宝・重要文化財の管理状況等の現状を把握するため調査を実施しました。調査の結果、消火設備の老朽化による機能低下の恐れ等が明らかになりました。調査結果を踏まえ、文化財の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう国宝・重要文化財(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成しました。加えて、世界遺産や国宝を対象とし総合的・計画的に防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」(令和元年12月23日大臣決定)を策定しました。また、消防庁においても「国宝・重要文化財(建造物)等に対応した防火訓練マニュアル」が作成されました。当マニュアルを活用した訓練や5か年計画に基づく防災施設の整備を行い、文化財の防火対策を進めていきます。

10 文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

(1) 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化財についても地域固有の文化資源として、国内外問わず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発信すべく、国際観光旅客税を充当し、文化財に新たな付加価値を付与してより魅力的なものとなるよう「磨き上げ」る取組を支援します。

11 文化観光の推進

(1) 文化観光推進法について

文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっています。こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が令和2年4月17日に公布され、同年5月1日に施行しました。令和3年4月現在、本法に基づき、25件の拠点計画・地域計画を認定しており、本法を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進を図ることとしています。

(2) 日本遺産の磨き上げ・魅力発信

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、環境整備等の取組を進めていくことが必要です。

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に、日本遺産として認定する候補となり得る地域を「候補地域」に、それぞれ認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を促進することにより、地域の活性化・観光振興を図ります。



「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマーク

令和3年4月現在、全国で104のストーリーを日本遺産に認定しており、日本遺産を通じた地域活性化・観光振興に資する情報発信や人材育成、普及啓発、活用整備に係る事業等に対して支援を行っています。

12 文化芸術によるイノベーションの創出、国家ブランドの構築

(1) 文化経済戦略の推進

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を平成30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。

また、近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が平成30年12月に成立し、令和元年6月14日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。

(2) 企業等による芸術文化活動への支援

我が国における文化芸術活動を振興するために、日本作家及び現代日本アートの国際的な評価を高め、世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっている我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成します。

あわせて、公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、同協議会が主催する「メセナアワード」の一環として、「文化庁長官賞」を設け、企業や企業財団による優れたメセナ（芸術・文化振興による社会創造）活動の顕彰を行っています。

(3) 国際文化交流・協力の推進と日本文化の発信

国際文化交流・協力を推進するとともに、日本文化を戦

略的に発信し、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、我が国の芸術団体と外国の芸術団体との国際共同制作公演、我が国で開催される国際発信力のあるフェスティバル、海外で開催されるフェスティバルへの参加公演や国際展への出展、映画、メディア芸術の海外展開などを支援します。また、「国際文化交流に祭典の実施の推進に関する法律」に基づき、平成31年3月に閣議決定された「国際文化交流の祭典の推進に関する基本計画」を踏まえ、日本で行われる世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。

さらに、日本の第一線で活躍する文化人、芸術家等を「文化交流使」として派遣し、日本の優れた芸術文化を広く世界に発信します。また、日中韓やASEAN+3といった枠組での文化に関する国際的な閣僚級会合への積極的な参加を通じて、文化面での日本のプレゼンス向上を目指します。特に日中韓文化大臣会合の下では、3か国から毎年都市を選定



令和元年度文化交流使・清水利仲氏による和菓子のワークショップ（フランス・パリ）



ミャンマーにおける考古技術移転に関する拠点交流事業（写真提供：（独法）国立文化財機構奈良文化財研究所）

し、様々な文化芸術イベントを通じて都市間で交流を行う「東アジア文化都市」事業等の実施を通じて、東アジア諸国との交流の拡大に努めます。

その他、国内のアーティスト・イン・レジデンス実施団体が行う国内外芸術家の滞在型創作活動等を支援することにより、海外のアーティスト・イン・レジデンス実施団体との国際的な協力関係を活発にし、ICT等も活用して双方向の国際文化交流を促進します。

また、我が国の技術や知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献します。

13 博物館・劇場等の振興

(1) 博物館の振興

博物館は、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及等の本来の役割や機能に加え、観光・まちづくり・教育等の関連分野との有機的な連携を図りつつ、地域の文化振興の拠点となることが期待されています。

令和元年9月にはICOM（国際博物館会議）京都大会2019が開催され、大会史上最高となる4,590名の参加者により多角的な議論がなされました。文化庁は博物館全体を所管する立場から、こうした国際的な議論も反映しながら博物館のさらなる振興を図るべく、同年11月、文化審議会博物館部会を新設しました。今後も博物館に関する継続的かつ総合的な議論を進めていきます。

① 博物館への支援

博物館職員の資質向上を図り、博物館活動を充実させるため、学芸員の資格認定試験や、博物館長及び学芸員等を対象とした専門的な研修等や博物館等を中核とした文化クラスター（集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備、国際交流、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、博物館を活用・強化する取組を行います。

② 国立館における取組

国立美術館・博物館は、今般の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、各館の取組をオンラインで配信する等、来館できない方にも展示やイベント等を楽しんでもらえるよう取組を進めています。また、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かりやすく紹介するた

め、ICTの活用等による新たな観覧・鑑賞環境の充実に取り組めます。

③(独) 国立美術館について

独立行政法人国立美術館は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館、国立工芸館が、それぞれの特徴を生かしつつ、連携・協力し、国民のニーズや研究成果を踏まえ、魅力ある質の高い所蔵作品展、企画展及び企画上映を実施しています。

また、美術作品の収集・保管、教育普及活動やこれらに関する調査研究等を通じ、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員等の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行います。

④(独) 国立文化財機構について

独立行政法人国立文化財機構は、国立博物館4館（東京・京都・奈良・九州）を設置し、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行っています。同機構では、国宝・重要文化財を含めて約13万件の文化財を所蔵しています。これらの文化財を活用した平常展、企画展などとともに、平成30年7月に開設した文化財活用センターでの新たなコンテンツや教育プログラム開発・提供等の取組を通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。なお、同機構は、令和2年10月に文化財防災センターを設置し、各種災害に対する多様な文化財の防災・救援のため、連携・協力体制を構築するとともに、救援及び収蔵・展示における技術開発や普及啓発事業等を行っています。

⑤(独) 国立科学博物館について

独立行政法人国立科学博物館は、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史・科学技術史に関する調査研究、ナショナルコレクションとしての標本資料の構築・継承を行うとともに、それらの成果を活かした展示や学習支援活動を行っています。上野地区（上野本館）、筑波地区（筑波実験植物園、筑波研究施設）、白金台地区（附属自然教育園）の3地区で活動を展開し、国民の自然科学や科学技術に関する理解の増進に努めています。また、平成31年4月に科学系博物館イノベーションセンターを設置し、同法人の有するコレクション等を有効活用するとともに、地域振興にも

貢献するなど、新たな事業を実施しています。

⑥文化庁国立近現代建築資料館について

国立近現代建築資料館では、我が国の近現代建築資料における劣化、散逸、海外流出防止を目的として、情報収集、資料の収集・保管及び調査研究を行っています。あわせて、展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。

（詳細は、こちらを御覧ください。<https://nama.bunka.go.jp/>）

(2) 劇場・音楽堂等の振興

①劇場・音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月公布・施行）」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業やバリアフリー・多言語対応の整備を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引することを目指しています。

②国立の劇場における取組

国立劇場（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわ）は、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、文楽、能楽、大衆芸能、組踊などの伝統芸能を、各種の演出や技法を尊重しながら、できる限り古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供しています。また、伝統芸能の伝承者養成や調査研究等の事業を実施しています。



新国立劇場は、現代舞台芸術の振興と普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、ダンス、演劇などの自主制作の公演を行い、国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、現代舞台芸術の実演家等の研修や調査研究等の事業を実施しています。

これらの劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行っており、舞台芸術を振興する多様な活動を展開しています。

14 社会の変化に対応した 国語・日本語教育に関する施策の推進

(1) 国語施策の推進

国語に関する問題は、文化審議会国語分科会（前身は国語審議会）が中心となって検討を行い、様々な改善を図っています。具体的には、国語の表記に関して、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを制定してきました。最近では、平成26年2月に「「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）」、28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」、30年3月に「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」をまとめています。また、30年11月には、「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）を確認し、令和3年3月に「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」と「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」をまとめています。今期は、今後検討すべき国語施策上の問題を整理していきます。

また、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるため、「国語問題研究協議会」の開催や「国語に関する世論調査」の実施、加えて、文化庁ウェブサイト上で公開されている「国語施策情報」、文化審議会答申「敬語の指針」に基づく動画「敬語おもしろ相談室」、「国語に関する世論調査」に基づく動画「ことば食堂へようこそ!」など、必要な施策に取り組んでいます。

さらに、平成21年2月にユネスコが消滅の危機にあると発表した、国内のアイヌ語など八つの言語・方言及び東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の実態把握と保存・継承のための調査研究や、その支援を行っています。令和3年度も引き続き、調査データが不十分な地域の方言調査をはじめ、危機言語・方言を抱える地域相互と研究者

の連携を図るための協議会や危機言語・方言の状況とそれらの価値を認識する場としてのサミットの開催、被災地方言の保存・継承のための取組支援、加えてアイヌ語のアナログ音声資料のデジタル化やアーカイブ作成支援、アーカイブ作成推進のための人材育成、民族共生象徴空間でのアイヌ語体験プログラムの更新を進めています。

(2) 外国人に対する日本語教育施策の推進

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要です。日本語教育の推進に関する法律に基づき、令和2年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」も踏まえ、様々な取組を行っています。

具体的には、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し、日本語教育に関する様々な課題について検討を行っています。近年では、日本語教育が必要な外国人等の日本語教育に関わる日本語教育人材を日本語教師・日本語教育コーディネーター・日本語学習支援者に整理し、その役割・段階・活動分野に応じて求められる資質・能力及び養成・研修における教育内容やモデルカリキュラムを示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」（報告）改定版を平成31年3月に示すとともに、この報告を踏まえ、日本語教育能力の判定について審議を行い、令和2年3月に「日本語教育の資格の在り方について」（報告）を取りまとめました。

現在、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる



文化庁事業による地域の日本語教室の例

全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の作成に向けた検討を行っています。

日本で生活する外国人の日本語教育環境を整備するため、地域の実情に応じた日本語教育の実施等を支援する「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を実施するとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を実施し、都道府県や政令指定都市が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援しています。

また、日本語教室が設置されていない地方公共団体にアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人等に対して日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（令和2年6月公開）の提供などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し地域の日本語教育を推進しています。

このほか「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発・活用事業」を実施し、日本語教育に携わる人材の資質・能力の向上を図るとともに、多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進しています。

これら事業における取組の優れた実践事例等については、文化庁日本語教育大会などを通じ、周知・広報に努めています。加えて、日本語教育関係機関が作成・開発し、公表している日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、カリキュラム、報告書等）に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を運用しています。このほか、難民に対する日本語教育、日本語教育に関する調査・調査研究等の取組を行います。

15 新しい時代に対応した著作権施策の展開

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しており、時代のニーズに対応した制度や環境整備が求められています。

(1) 令和3年著作権法改正案（令和3年3月5日閣議決定）

令和3年3月5日に「著作権法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第204回通常国会に提出されました。本

法律案に関する検討経緯や主な内容は以下の通りです。

①図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）

図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化しました。これを受け、令和2年8月以降、文化審議会著作権分科会において、議論が行われ、最終的には、令和3年2月3日付で報告書がとりまとめられました。

これを受け、本法律案では、(1) 絶版等資料（絶版等により一般に入手困難な資料）について、国立国会図書館が事前登録した利用者に対して、直接インターネット送信できるようにし、また、利用者側では、自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）や、非営利・無料等の要件の下での公の伝達（ディスプレイなどを用いて公衆に見せること）をできることとしています。また、(2) 一般の図書館資料について、権利者保護のための厳格な要件設定や補償金の支払いを前提に、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が著作物の一部分のメール送信等を実施できることとしています。

②放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

放送番組のインターネットでの同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点から非常に重要な取組です。そこで、令和2年8月末に総務省においてとりまとめられた放送業界の要望をもとに、同年9月以降、文化審議会著作権分科会において議論が行われ、最終的には、令和3年2月3日付で報告書がとりまとめられました。

これを受け、本法律案では、①権利制限規定の同時配信等への拡充、②許諾推定規定の創設、③同時配信等に係るレコード・レコード実演の利用円滑化、④リピート放送の同時配信等に係る映像実演の利用円滑化、⑤裁定制度の改善という5点の措置を講ずることとしています。これにより、放送事業者の有する権利処理に係る様々な課題が総合的に解決され、視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となることが期待されます。

本法律案が国会で成立した場合、上記①(1)の改正事

項は公布後1年以内で政令で定める日から、上記①(2)の改正事項は公布後2年以内で政令で定める日から、上記②の改正事項は令和4年1月1日から、それぞれ施行されることとなります。

(2) 海賊版対策を中心とした令和2年著作権法改正

令和2年通常国会において「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月12日に公布されました。

本法律は、昨今、深刻化している海賊版被害に対応するため、ユーザーを海賊版に誘導するリーチサイト等や海賊版のダウンロードに対する規制をはじめとした著作権等の適切な保護を図るための措置や、著作物等の利用の円滑化を図るための措置を講ずるものです。

まず、リーチサイト対策については、令和2年10月1日から施行され、侵害コンテンツへのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導するリーチサイト等における侵害コンテンツへのリンク提供を著作権侵害とみなし、民事措置及び刑事罰の対象とするとともに、サイト運営者等に刑事罰を科すことになっています。

次に、侵害コンテンツのダウンロード違法化については、令和3年1月1日から施行され、ダウンロード規制の対象を音楽・映像から著作物全般に拡大し、侵害コンテンツと知りながらダウンロードする行為について、一定の要件の下で、私的使用目的であっても違法とするものです。その際、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスを図る観点から、一定の要件を付加する改正をしています。具体的には、①スクリーンショットの写り込み、②漫画の1コマ～数コマなどの軽微なもの、③二次創作・パロディや④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードを規制の対象外とします。刑事罰については、さらに、正規版が有償で提供されている場合、反復・継続して行う場合に限定し、親告罪としています。また、附則に運用上の配慮規定などを設けています。

そして、国及び地方公共団体は、改正法附則第2条に基づき、未成年者を含む国民が侵害コンテンツのダウンロードの防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、普及啓発・教育の充実を図る必要があるとされたところ、文化庁では、法改正のポイントを分かりやすく解説したリーフレットや、詳細なQ&A、著作権広報大使である「ハ

ローキティ」を活用した啓発動画等を作成・公表しています(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/92735201.html>)。これらも活用しつつ、引き続き、様々な機会を通じて重点的に周知等を行ってまいります。

このほかに、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、行政手続に係る権利制限規定の整備、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入、著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化、アクセスコントロールに関する保護の強化及びプログラムの著作物に係る登録制度の整備等を行っています。

(3) 「授業目的公衆送信補償金制度」の本格実施

文部科学省のGIGAスクール構想の推進や、世界中を混乱に陥れた新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインにおける教育活動が進んできています。こうした中、教育のデジタル・トランスフォーメーションを加速する著作権制度として、平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」が、令和2年4月28日から施行されました。本制度の施行前においては、学校等の授業の過程における資料等のインターネット送信については、個別に著作権者から許諾を得る必要がありました。本制度の施行により、地方公共団体や学校法人等の教育機関の設置者が文化庁長官の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(サートラス)」に対し一括して補償金を支払うことにより、教育現場において個別の許諾を要することなく、授業の過程において必要な限度で、様々な著作物をより円滑に利用できることとなりました。令和3年度からの補償金額(年間包括契約)は、児童生徒等一人あたり小学校120円、中学校180円、高等学校420円などとなっております。また本制度の創設を契機に設立された、教育関係団体と権利者団体等で構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が新制度に関する運用指針を策定し、公表しています。詳しい制度の内容や補償金の額、運用指針については以下の参考を御参照ください。

【参考】文化庁 授業目的公衆送信補償金の額の認可について <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>

【参考】著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」を公表 <https://forum.sartas.or.jp/info/005/>

(4) 著作権の円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中で、著作物の流通促進の観点から、次の施策を行っています。

①「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利行使の実効性を高めるため、著作物等を集中的に管理する方式が普及しています。

文化庁では、これらの事業を行う「著作権等管理事業者」に対して、「著作権等管理事業法」に基づき、年度ごとの事業報告の徴収や立入検査などを行い、適切に事業が行われるよう指導監督を行っています（登録事業者数：29事業者（令和3年3月1日現在））。

②「裁定制度」の運用と利用円滑化に向けた取組

著作権者等の所在が不明の場合に著作物等を適法に利用するための「裁定制度」の運用を行います。令和2年度は書籍における著作物など約1700点の著作物等の利用について裁定を行い、また、裁定制度の利用円滑化の観点から、利用者が著作物を利用開始できるまでに要する期間を1週間程度短縮するなど、制度の見直しを行いました（令和3年度から運用開始）。（詳細はこちらを御覧ください。http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/index.html）なお、後述の「オーファンワークス」対策事業においても、制度の利用円滑化に向けた取組を行っています。

③「オーファンワークス」対策事業

近年のデジタル・ネットワーク化の進展により、著作物等の創作・流通・利用に係るコストが大きく低下し、著作物の創作主体等が多様化したことから、権利者の所在不明の著作物等（オーファンワークス）が増加し、著作物を適法に利用できない場面が生じています。この課題解決に向けて、以下の取組を実施しています。

(ア) オーファン化防止対策：音楽分野の権利情報を基本データベースに一元的に集約する取組を進めることにより、オーファンワークスが生じない環境を整備します。

(イ) オーファンワークスに関わる許諾環境の整備：著作物の創作又は利用を職業としない人でも簡単に契約書を作成できるよう、契約書のひな形を半自動作成するシステムの構築を行います。

(ウ) 「裁定制度」の利用円滑化：利用者が具体的な利用方法（利用態様、数量、期間等）を入力することで事前に補償金額の範囲を算出できるシステムを構築します。

(5) 著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識を身に付けることはますます重要となっており、現行の中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱っています。

また、全国各地での講習会の開催や教材の作成・提供を行っています。講習会は、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員及び教職員を対象として毎年10数箇所で開催しています。また、文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>)を通じ、児童生徒や学生、一般等を対象とした著作権学習教材を提供するとともに、小学校、中学校、高等学校等にハローキティを使用した著作権の普及啓発ポスターの送付を行いました。このほか、教材や講習会等の情報を集約したポータルサイトを作成して、他の関係団体が作成する著作権学習教材等についても周知を行う予定です。

(6) 国際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の国境を越えた新たな流通形態が生まれ、我が国コンテンツの海外での侵害形態として、CD、DVD等いわゆる「パッケージ」の海賊版に加え、インターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。

このような現状に対応した適切な海賊版（違法複製物）対策と国際ルール構築を積極的に推進しています。

①海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することのできない深刻な問題となっています。海外における著作権保護の推進のため、政府間協議の場を通じた侵害発生国・地域への働きかけ、アジア・太平洋諸国の政府職員等を対象とした研修、侵害発生国・地域における一般消費者を対象とした普及啓発活動等の、著作権制度の整備、権利執行の強化、普及啓発に係る取組を実施しています。

②国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりへの参画としては、現在 WIPO（世界的著作権機関）において放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、我が国は積極的に参画しています。また、令和2年11月に地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名し、令和3年1月1日に日英包括的経済連携協定（EPA）が発効するとともに、EPA交渉等においてアジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働き掛けています。

16 宗教法人制度と宗務行政

我が国には、多種多様な宗教団体が存在しており、それらの多くは宗教法人法に基づく宗教法人です。文化庁では、宗教法人制度を円滑に進めるため、次のとおり様々な取組を行っています。

(1) 宗教法人の管理運営の推進

文化庁は、都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、『宗教年鑑』として発行するほか、宗教に関する資料の収集を行っています。

(2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、またこれらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。

横浜市教育委員会

小学校高学年における 一部教科分担制の導入による 学年経営力強化事業

～学級担任から学年担任へ意識の転換を図るチーム学年経営の取組～

はじめに

近年のグローバル化の進展や社会構造の急速な変化は、社会に多様性をもたらし、私たちの生活も質的に大きく変化しつつあります。このような時代にあって、子どもたちには、多様な人々と協働し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な未来社会を切り拓いていくための資質・能力が求められています。

こうした中、横浜市立学校では、各学校が自主的・自律的に「社会に開かれた横浜らしい教育課程」を編成・実施・評価・改善していくカリキュラム・マネジメントが進められています。各教員は、児童生徒指導や、家庭、地域との連携など、多岐にわたる業務を並行しながら、日々の授業改善に取り組んでいます。

1. チーム学年経営が求められる背景

(1) 児童指導上の課題の多様化、複雑化

小学校では学級担任制を原則としており、各学級担任は、専科教員による指導を除く全ての教科等を担当し、自分の学級で授業を行います。つまり、学級担任は一日のほとんどを担任する教室の中で過ごし、学習指導や児童指導の全てについて、基本的に一人に対応している状況が生まれています。

しかし、児童指導上の課題が多様化、複雑化している現在においては、こうした従来型の学級担任制の限界も見え始

めています。これまで、児童が一人の学級担任との関係性の中で安心感をもって過ごし、日々の学びに取り組んでいくことができるのは、学級担任制のよさであると考えられてきました。しかし、特に、学力・学習の状況や生活意識が多様化してくる高学年の児童は、一人の学級担任との関係性の中だけでなく、より多くの教員と接して人間関係を広げる中で心の安定を図り、学びを深めながら、それぞれの個性や能力を伸ばさせていくことが大切ではないかと考えます。従来ある「学級」の垣根に縛られず、「学年」として組織的な取組を進めていくことによって、児童の資質・能力を着実に育んでいくことが望ましいといえます。

(2) 教員構成を踏まえた組織力向上の必要性

教員の業務が多岐に渡っていく一方で、横浜市の教員の経験年数別分布をみると、教職経験10年目未満の教師が全教員の50%を超える状況があり、この状況は特に小学校において顕著です。カリキュラム・マネジメントを有効に進めていくためには、多様な業務が個々の学級担任に委ねられ、個人の裁量が大きく問われていたこれまでの状況を、組織として対応できる状況に転換し、その中で教員一人ひとりがしっかりと力量形成を図ることができるようにしていくことが喫緊の課題となっています。

(3) 持続可能な教科分担制導入の必要性

これらの課題を解決するための手立てとして、一部の教科を教員が分担して指導する体制をとり、日常的に児童が複数の教員と関わる状況を生み出すことは、これまででも多くの学校で実践されてきました。しかし、中には取組を継続させ

ることが難しく、「児童指導上の課題が解消したから、教科分担制をやめる」という判断をしていく学校もありました。教科分担制のよさが分かっているにもかかわらず、学年をコーディネートする教員の負担が大きいことや、時間割に変更が生じた場合の事務処理が煩雑になることなどが挙げられます。

本市では、こうした状況を踏まえ、教科分担制を持続可能なものにするためには、学年主任が学級担任を兼任している現在の小学校の組織では難しく、中学校のように学級の外から学年全体を俯瞰して、全体をマネジメントする存在が必要になると考えました。

そこで、平成30年度より、小学校高学年に一部教科分担制を導入するとともに、学級をもたずに当該学年のカリキュラムをコーディネートする「チーム・マネジャー」という新しい仕組みを導入し、学年経営力を強化する「チーム学年経営」の取組をスタートさせました。

2. チーム学年経営のねらい

チーム学年経営を導入することによって、主に次の三つの視点によるカリキュラム・マネジメントが推進されることをねらっています。

○ 児童の学力向上

担当する教科が絞られ教材研究が深まることにより、授業改善につながる。

○ 児童の心の安定

一人の児童に複数の教員が関わることにより、多面的な児童理解を図ることができる。

○ 働き方改革

チーム・マネジャーを中心とした学年経営により、教員のワーク・ライフ・バランスが推進される。

3. チーム学年経営の仕組み

(1) 「チーム・マネジャー」の創出

小学校では、通常、学年主任は学級担任を兼任しています。一日のほとんどを自分の学級で過ごすことになるため、学年全体のマネジメントを行うことが難しい場合があります。そこで、チーム学年経営では、学年全体を俯瞰して見ること

ができる立場の人員を配置します。

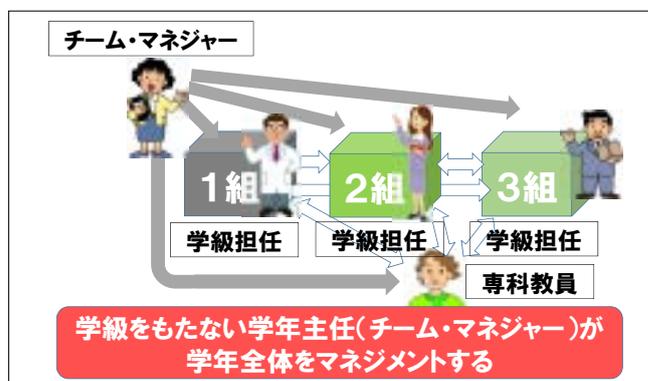
これが、「チーム・マネジャー」であり、学年経営のリーダーとなります。

チーム・マネジャーを中心とした組織的できめ細かな指導が実現されることにより、「児童の学力向上」「児童の心の安定」につながる学年経営力の向上が図られます。

「チーム・マネジャー」の役割（例）

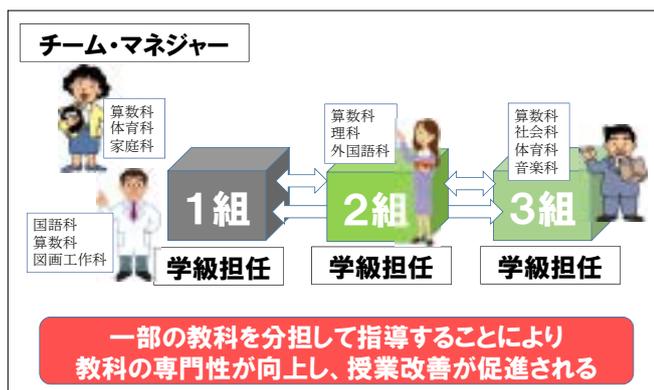
- ・経験年数の浅い教員の人材育成
- ・分担する教科等の調整（教科等の組み合わせ、年度途中の柔軟な変更）
- ・少人数指導、チーム・ティーチングなど臨機応変な指導体制への対応
- ・学年研究会の企画・運営（教材研究、児童指導）
- ・休暇取得等の調整
- ・毎週の時間割の調整

なお、推進校には、人的措置として週29時間の非常勤講師を加配し、学級をもたないチーム・マネジャーを創出できるようにしています（加配した非常勤講師がチーム・マネジャーになるわけではなく、校内での調整により、本務教員をチーム・マネジャーに指名します）。



(2) 一部教科分担制の導入

チーム学年経営では、学年内の全ての教員が複数の教科等を分担して指導します。キャリアステージに応じた分担を進めることにより、それぞれの教員の専門性が生かされ、授業の質的向上が図られるとともに、分担した教科等は同じ授業を複数回行うことになるため、授業改善のPDCAサイクルが推進されます。児童にとっては日常的に複数の教員との関わりが生まれ、相談できる相手も増えることによって、心の安定が図られるとともに、学びがこれまで以上に深まり、学力向上につながります。



※図は、特別活動、総合的な学習の時間、道徳科の授業は学級担任が行い、算数科は少人数指導を行う体制をイメージしたものです。

4. チーム学年経営の取組の具体

本市では、平成30年度に8校を研究推進校として指定し、令和元年度には24校、令和2年度には53校を追加しました。令和3年度には市内小学校342校（義務教育学校2校含む）中124校がチーム学年経営に取り組む予定です。

(1) 児童の学力向上につながる取組例

<A小学校>

6年生にチーム学年経営を導入しています。3名の学級担任がそれぞれ社会科、理科、体育科を分担し、チーム・マネジャーは国語科の書写指導を分担しています。さらに、専科教員が、音楽科、図画工作科、家庭科、外国語科を担当しています。学級担任を含めて7人の教員が各学級の授業を担当することになり、結果として学級担任が指導するのは、自分の分担教科以外では、国語科、算数科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間のみとなります。このように、担当する教科等の数が約半分になることで生み出された時間を教材研究に費やすことができ、授業改善が図られています。さらに、同じ授業を3回繰り返すことができるため、短期間で授業改善のPDCAサイクルを回すことができます。

<B小学校>

空き時間を活用して互いの授業を見合い、気付いたことを授業後や学年研究会等の時間に話し合うことで、学年全体として授業改善を図っています。教科を分担したら後の指導は個人に任せてしまうということではなく、教科等を越えて、授業づくりにおける有効な手立てを共有することで、チーム

学年経営を構成する教員全員の授業力向上を図っています。



(2) 児童の心の安定につながる取組例

<C小学校>

毎週1回、児童指導についての検討会を行っています。チーム学年経営を構成するどの教員も、全ての学級で日常的に授業をしているので、一人ひとりの児童について、様々な情報が集まります。学級担任だけでは気付かなかった小さな変化に気づき、早期の対応を組織的に行うこともできるようになりました。

<D小学校>

朝の会、給食指導、清掃指導、帰りの会なども、学級担任とチーム・マネジャーがローテーションを組んで行っています。指導の足並みがそろうことにもなり、経験年数の浅い教員にとっては実践的な学びとなっています。

(3) 教員の働き方改革につながる取組例

<E小学校>

時間割調整を工夫し、授業時間内での学年研究会を実施しています。学級担任二人とチーム・マネジャーが空き時間となるように、週に1回、1組で算数少人数担当が算数科を一斉指導、2組で音楽専科が指導するという時間をつくることによって、学年研究会を行える状況を生み出しています。学年研究会を授業時間内に行うことによって、次のメリットが生み出されています。

- ・限られた時間内での効率的な進行
- ・気になる問題を共有し、その日のうちに解決
- ・放課後の教材研究の時間を確保

5. チーム学年経営の効果

チーム学年経営を導入してから3か月経過後の推進校の教員を対象にアンケートを実施し、横浜市立大学データサイエンス学部による分析を行いました。（平成30年7月と令和元年7月に実施した結果を合算。回答者は合計220人。）

○ 児童の学力向上につながる成果

- ・「教材研究の効率がよい」という項目が、導入前51ポイントから導入後75ポイントに上昇。
- ・「授業についての事前の構想、プランを練っている」という項目が、導入前64ポイントから導入後76ポイントに上昇。
→教材研究が深まり、1単位時間の授業が充実してきています。

○ 児童の心の安定につながる成果

- ・「担任外の同学年の児童と関わっている」という項目が、導入前56ポイントから導入後79ポイントに上昇。
- ・「児童指導上の問題が発生したときの複数教員による対応を行っている」という項目が、導入前74ポイントから導入後85ポイントに上昇。
→複数の教員による関わりから、児童が安心感をもって過ごすことができます。

○ 教員の働き方改革につながる成果

- ・「教員の時間的なゆとり」という項目が、導入していない学

年は42ポイント、導入している学年は61ポイント。

- ・「教員の精神的なゆとり」という項目が、導入していない学年は47ポイント、導入している学年は66ポイント。

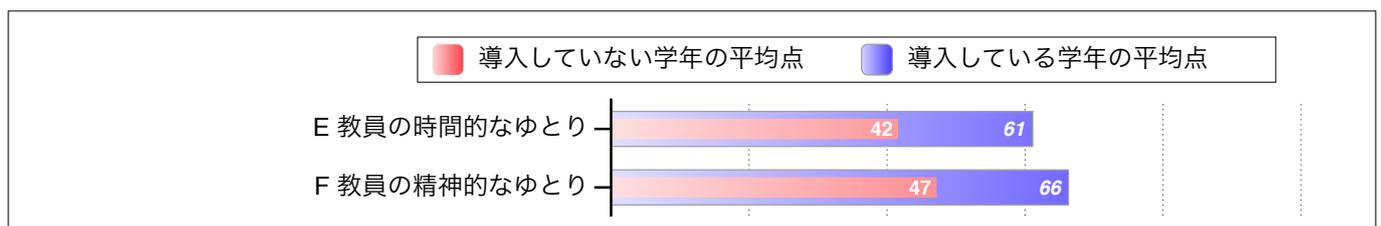
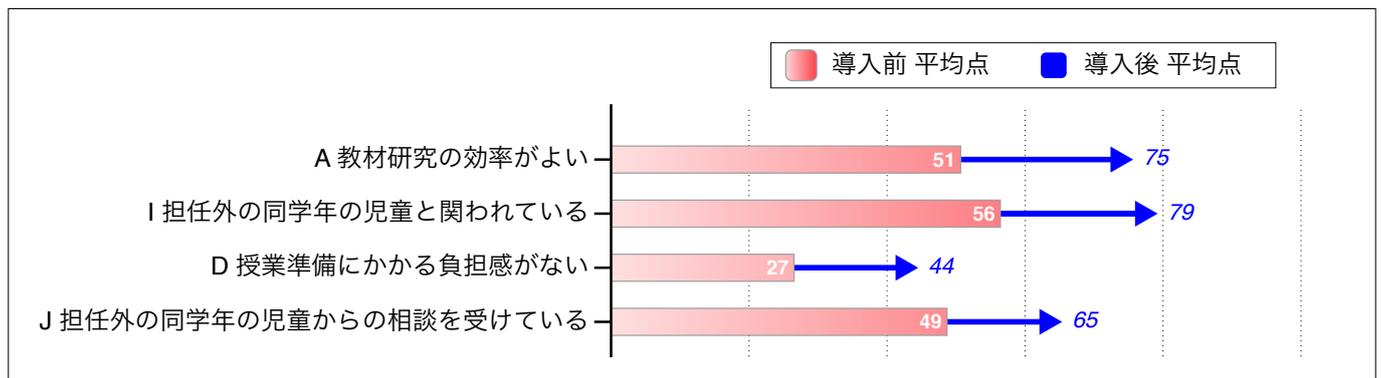
→教員に時間的、精神的なゆとりが生まれています。

おわりに

チーム学年経営を導入することによって、学級担任相互の関わりが増え、複数による対応が基本となっていくことで、学年の組織力が向上します。また、様々なキャリアステージによって構成される学年のメンバーが、日常的に互いの授業や児童指導の様子を見ることで学び合い、チーム内の人材育成が図られていきます。

この取組のポイントとなるのは、学級をもたないチーム・マネジャーのマネジメントです。既存の組織の在り方や既成の概念にとらわれることなく、「チーム学年経営」の導入によるカリキュラム・マネジメントを推進し、児童の資質・能力育成につなげていくことが大切であると考えています。

チーム学年経営の強化に向けた各校の取組が、市立小学校におけるカリキュラム・マネジメントの一環として奏効し、教職員の成長と学校のチーム力の向上、児童の資質・能力の高まりにしっかりと結び付いていくことを期待しています。今後も効果検証を適切に進めながら、よりよい「チーム学年経営」を目指して、研究を推進していきます。



静岡県教育委員会

しずおか型 学校の働き方改革推進プロジェクト

—分析・自律・創造—

はじめに

本県では、令和2年度から「学校の働き方改革推進プロジェクト」をスタートした。プロジェクト組織は、教育委員会幹部と学校代表者を構成員とした本部の下に、小中学校WG、高等学校WG、特別支援学校WG、学校事務WG、教育委員会事務局業務改善PTを設置した。

このうち、教育委員会事務局業務改善PTは事務局職員で構成する職種混合（教育職員・行政職員）の業務改善チームを結成し、学校目線で学校の負担軽減策を共に考える取組である。改善策として教委から学校への文書送付ルール策定、校内の調査で活用できる集計DB作成、クラウドを活用したアンケート調査のマニュアル作成、研修会をオンデマンド化する動画作成のノウハウを記した手引書作成など学校負担軽減に繋がる効果的なアイデアが生み出された。

1. 学校の働き方改革における課題

学校の働き方改革推進プロジェクトを進めるにあたって課題を以下の3点に整理した。

第1の課題は勤務時間データに関するものである。本県では令和2年4月から教職員の勤務時間を客観的に把握するためのツールとしてパソコンのログを用いた勤務時間管理システムを導入したが、このデータを今後の施策にどのように活用していくかという点である。

第2の課題は教育委員会による一律的な業務改善方策の限界である。各学校は社会的・地域的背景、児童・生徒の状況、教職員の人員構成等において異なる環境下で異なる

諸課題を抱えている。各学校での効果的な業務改善取組を行うためには、学校の環境と諸課題を踏まえた方策でなければ教職員への浸透が難しく、「これをやれば大丈夫」という学校共通のベストプラクティス（好事例、優れた実践）が設定困難である点が挙げられる。

第3の課題は、学校の働き方改革が業務量削減に偏りがちな点である。学校の働き方改革では時間外勤務削減がクローズアップされるなど労務管理的色彩が強くなるが、教職員の多忙感の解消やワークエンゲージメント向上などの質的な側面も含め、質と量の両輪で進めなければ、学校の働き方改革で目指す本質を見失う恐れがあることに留意する必要がある。

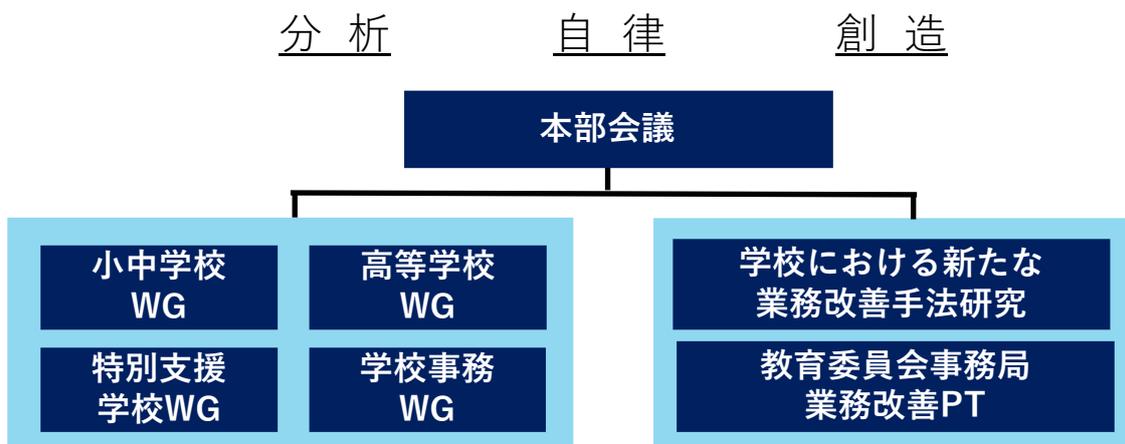
2. 本プロジェクトの3つの柱

上記の課題を踏まえ、本プロジェクトでは、「分析」、「自律」、「創造」の3つの柱を据えた。

第1の「分析」は、教職員の勤務実態を感覚で捉えず勤務時間のデータを活用し実像を見える化し、エビデンスに基づき施策に活用することである。第2の「自律」は、管理職側からの一方的なアプローチではなく、教職員間の対話による課題析出とアイデア出しなど各学校で個別最適化した業務改善を行うための職場改善手法の開発と定着の仕組みづくりである。

最後の「創造」は、これまでの本県の学校教育活動の蓄積を持続可能なものとするため、次代の学校教育の担い手である中堅・若手教職員による「未来の学校」の在り方を構想する試みである。

【図1】しずおか型 学校の働き方改革推進プロジェクト体制図



3. 各WGにおける検討テーマ

【図1】は本プロジェクトの体制図である。令和2年9月4日に「学校の働き方改革推進プロジェクト本部会議」を静岡県庁で開催した。

4つのWGは、以下の【表1】のとおりテーマを設定しポスターセッション方式で本部員に向けてプレゼンを行った。本部員と発表者のディスカッションを通じて、WGの取組をブラッシュアップするため活発な議論が行われた。

【表1】各WGにおけるテーマ

名称	検討テーマ
小中WG	業務改善「夢」コーディネーター育成
高校WG	勤務時間管理システムを活用した時間外削減
特支WG	学校の困り感を改革！思いを形に！！
事務WG	新しい事務室の具現化

このうち、小中学校WGでは各市町の若手教員から業務改善「夢」コーディネーターを選出し、各地区の業務改善のコア人材を育成する。また、特支WGはミドルリーダーによる個別の指導計画をテーマとした業務改善の取組である。いずれも若手・中堅教職員による中長期の未来を見据えた「創造」をテーマとした取組である。

なお、「静岡県教育委員会 Eジャーナル」で検索すると「第229号第1面（令和2年11月5日発行）」に本プロジェクト記事が掲載されており、各WGのプレゼン動画を閲覧できる。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/kouhou/ejanaru.html>

4. 学校における新たな業務改善手法研究

本プロジェクトのうち、「学校における新たな業務改善手法研究」での2つの実践を紹介する。

(1) 自分たちの働き方は自分たちで決める

静岡県立沼津商業高校では教職員全体で取組む業務改善活動を開始した。本活動は横浜市教育委員会と連携し学校の働き方改革の実践成果を上げている町支大祐帝京大学講師を招聘し、教職員を対象とした講義・演習を実施した。

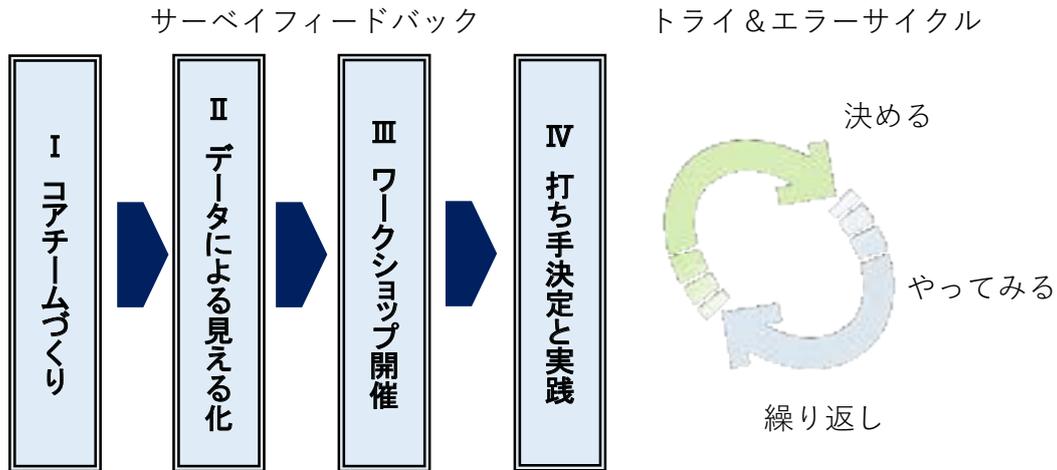
本業務改善のプロセスは【図2】のとおりである。Iの「コアチームづくり」では、教職員から年齢バランスや性別等を考慮したキーパーソンを選出し、コアチームを作る。

IIの「データによる見える化」では、自校の勤務時間データやアンケート調査結果などデータが見える化し、他校と比較検討する。

IIIの「ワークショップ開催」では全教職員によるワークショップを実施した。データをグラフにするなど見える化した資料を基に、教職員間で対話しながら、職場の現状を分析し、日常の仕事を客観的に振り返る。この手法は「サーベイフィードバック」と呼ばれ、現場で得られた調査結果を現場に返す組織開発手法である。

ワークショップでは教職員間で白熱した議論が繰り広げられた。自校と他校の各種データを比較・検討するプロセス

【図2】 沼津商業高校における業務改善プロセス



を通じて普段の感覚とは異なった思わぬ発見や新たな業務改善のアイデア生み出しなど充実した議論が行われた。



IVの「打ち手決定と実践」では、ワークショップでの打ち手を「①すぐに着手し年度末に検証する取組」、「②年度末までに行う取組」、「③来年度検討する取組」に整理し、早速、職員会議で共有し、実践をスタートした。打ち手が自己決定したら、それをやってみるの繰り返しの「トライ&エラー」のサイクルを回し続ける。

本活動の核心は「自分たちの働き方を自分たち自身で決める」点にある。高校での実践例は全国的に例がなく、挑戦的・実験的取組である。

(2) 民間ノウハウを活用した事務室業務改善

静岡県立磐田農業高校では、民間ノウハウを活用した事務室の業務実態調査と事務職員のワークショップによる業

務改善活動を実施した。これまで学校事務職員の業務に焦点化した実態把握が不十分との認識を持っていた。そこで、今回は民間ノウハウを活用した調査により実態を把握した上で、民間コンサルタントのサポートにより事務職員を対象とした業務改善ワークショップを実施した。民間による学校事務の業務分析は全国的にも珍しい取組である。

第1は関係職員へのインタビューである。校長、副校長、事務長、事務職員に学校の様子や業務改善への思いを聴き取り実態を把握した。

第2は学校事務の業務実態調査である。調査では業務量と業務の構成比データを収集した。後者の構成比では事務室業務を「①分掌業務」、「②共通業務」、「③副担当業務」に分類した。「①分掌業務」は事務職員個人に事務分掌として割り当てられている会計、給与服務、施設管財、物品等の業務を指す。「②共通業務」はメール打ち出し、電話応対、受付業務、打合せ等の業務である。「③副担当業務」は決裁文書や会計書類のチェックなどである。調査集計の結果、各業務の構成比は分掌業務62%、共通業務19%、副担当業務15%、その他4%であり、分掌業務以外が4割近くを占めていることが明らかとなった。これまで事務室の業務改善では分掌業務の効率化がクローズアップされることが多かったが、限られた勤務時間の中で学校の働き方改革において学校事務職員が新たに求められている役割を担うには、全体の4割近くを占める共通業務と副担当業務の効率化も鍵となることがわかった。

第3は民間コンサルタントによる現場観察である。学校事務職員にとって当たり前と感じている常識も第三者から見れ

ば新たな発見がある。特に、民間コンサルタントは民間企業や自治体などの業務改善に携わった実績があり、専門的知見と幅広い視点からの問題提起がされた。窓口対応を例にあげると、窓口担当者が窓口から見えにくいといった「事務室座席レイアウトの課題」や窓口対応による事務作業中断に伴う「作業効率の低下」などの気づきがあった。

第4は業務改善ワークショップである。第1のインタビューから個々の事務職員は日頃から業務改善の意識を持っていたが、他方、多忙な日常に追われる中で個々の事務職員が意見し具現化するのは相当なエネルギーが必要であった。こうした状況を打開するきっかけとして事務職員全員が参加するKPT（ケプト）法によるワークショップを開催した。KPT法とはKeep（良かった点を続ける）/Problem（問題点を見つける）/Try（問題点に挑戦する）の3つのフレームワークで仕事を振り返る思考整理法である。KPT法ではホワイトボードとふせんを用いる。各個人がKPTをふせんに書き出し、ホワイトボードのKeep、Problem、Tryの各フレームに張り付け、見える化し、メンバー間で課題共有を行う。そして、全員の合意の下で緊急かつ優先順位の高いものを行動計画に落とし込む。ワークショップでは、KPT法の活用により改善策の優先順位づけと進捗管理のPDCAサイクルを回す手法など継続的に改善が生み出す仕組みづくりができた。今後、本取組の実践を、個々の事務職員がその思いを意見し具現化できる組織風土の醸成に繋げるなど自律的な業務改善活動の普及に向けた起爆剤としていきたい。



おわりに

木苗直秀県教育長は、「学校の働き方改革推進プロジェ

クト本部会議」において、学校の働き方改革の意義について以下のとおり挨拶した。

学校の働き方改革は質と量の両面で進めていく必要があります。本県で目指す「有徳の人づくり」において教師と児童生徒の人的つながりは極めて重要です。私は今でも小学校時代の恩師との交流が続いています。学校の働き方改革は子供たちが憧れる教職の魅力化に取組むことでもあります。

学校の働き方改革の目的は、教職員が心身健康で元気な姿で児童生徒との人的つながりを深めていく時間の充実のための職場環境づくりである。この目的達成のため、「しずおか型学校の働き方改革推進プロジェクト」では分析・自律・創造の取組に引き続き挑戦する。

教育委員会関係事業の開催予定について

初等中等教育企画課

初等中等教育企画課では、令和3年度におきまして、次の教育委員会関係の事業を開催予定です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、事業の中止、オンライン開催への変更又は延期等の措置を取る場合は、できるだけ速やかに該当の教育委員会へお知らせします。

(1) 地方教育行政功労者表彰式（文部科学大臣表彰）

- 令和3年10月27日(木) 文部科学省(東京都千代田区)(予定)

【概要】

- 目的** 地方教育行政においてその功労が特に顕著な教育委員会の教育長、委員について、その功に報いるとともに地方教育行政の発展に資する。

- 内容** 表彰式／表彰状伝達／記念講演

(2) 市町村教育委員会研究協議会（開催地都道府県教育委員会と共催）

●第1ブロック

令和3年11月18日(木)・19日(金)神奈川県横浜市内(予定)

●第2ブロック

令和3年10月12日(火)・13日(水)愛媛県松山市内(予定)

【概要】

- 目的** 各市町村教育委員会において展開されている地域の実情、特性に応じた特色ある優れた施策についての情報・意見の交流や教育委員会の在り方についての研究協議等を行うこと等により、総合的かつ積極的な地方教育行政の一層の展開に資する。

- 対象** 市（指定都市、特別区を含む。）町村教育委員会（地方公共団体の組合に置かれる教育委員会も含む。）の教育長、委員、事務局職員等

- 内容** 重点事項説明（文部科学省）／講演／パネルディスカッション／事例発表／研究協議

(3) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会

- 令和4年1月20日(木) オンライン開催

【概要】

- 目的** 教育及び教育行政全般について、都道府県及び指定都市教育委員会委員の理解を深め、もって教育委員会運営の活性化に資する。

- 対象** 都道府県又は指定都市教育委員会委員

- 内容** 教育委員の職責及び職務内容等に関する行説明／研究協議（予定）

(4) 市町村教育委員研究協議会

- 第1回 令和3年7月29日(木) オンライン開催
- 第2回 令和3年9月2日(木) オンライン開催
- 第3回 令和3年12月23日(月) 兵庫県神戸市(予定)
- 第4回 令和4年2月10日(火) 文部科学省(東京都千代田区)(予定)

【概要】

- 目的** 教育及び教育行政全般について、市町村教育委員会委員の理解を深め、もって教育委員会運営の活性化に資する。

- 対象** 指定都市を除く市町村教育委員会の教育長及び教育委員

- 内容** 教育委員の職責及び職務内容等に関する講義／研究協議

【お問い合わせ】 初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
【電話】 03-6734-4676



未来の学校へつなぐ 「#教師のバトン」プロジェクトに ご参加ください

文部科学省「#教師のバトン」プロジェクト担当

文部科学省では3月26日より「#教師のバトン」プロジェクトを始めました。本プロジェクトは、学校での働き方改革や新しい教育実践の事例、ICTの活用事例、学校にまつわる日常のエピソードなどを、現場で日々奮闘する現職の教師をはじめ関係者にTwitterやnote等で投稿・紹介いただき、教職を目指す学生・社会人の方々等に向けてシェア等をしていく取組です。

1. 本プロジェクトの経緯

文部科学省がこの取組を開始する背景には、学校現場が大きな変革期にある一方で、長時間勤務や近年の採用倍率の低下など教師を取り巻く厳しい環境に焦点があたり、全国の多様な学校現場における創意工夫や進みつつある改革の事例などを、教職を目指す学生や社会人の方々に対して十分に発信できていないのではないかという課題認識があります。

本年1月に取りまとめられた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（中央教育審議会答申）は、これまでの学校教育の良さを継承しながらさらに発展させ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」として示しています。文部科学省としても、GIGAスクール構想によるICT環境の整備と、その効果を最大化する少人数学級の実現を車の両輪として進めることで、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現していくこととしており、そのなかで教師の役割はますます大きくなっています。

また、教師の人材確保と質向上が喫緊の課題となっていることを踏まえ、文部科学大臣の下に「『令和の日本型学

校教育』を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部」を設置し、本年2月には当面の取組をまとめたプランを公表しました。今回のプロジェクトはその一環として取り組むものであり、教師は子どもたちの人生を変えるくらいに大切な価値ある職業であることを改めて社会的に共有したいと考えています。

さらに、検討本部においては、教師を取り巻く厳しい環境についても危機感を持って受け止めており、学校における働き方改革の推進や教師の処遇の在り方等の検討も含め、引き続き中長期的な実効性のある方策に取り組むこととしています。今回のプロジェクトと併せて、教師が再び子どもたちの憧れの職業となるよう取組を進めていきたいと考えています。

2. キーワードは「#教師のバトン」

他方、学校現場では、すでにたくさんの改革が実践されており、また日々教師のみなさんは子どもたちに向き合いながら、効果的な教育活動に向けた取組を進めていらっしゃると思います。現職の教師自らが自律的に学び、自ら研鑽を積む姿。個別最適な学びと協働的な学びの実現を通じ、全ての子どもたちの可能性を引き出す創造的な取組のエピソード。学校現場の負担軽減のための取組。多様な学校で行われている草の根のグッドプラクティスや創意工夫などを共有し、全国の教師や教職を目指す方へ届ける試みが、この「#教師のバトン」プロジェクトです。

あなたの学校や地域の教師の取組を遠く離れた教師に、ベテラン教師から若い教師に、現職の教師から教職を目指す学生や社会人に、学校の未来に向けて「バトン」をつな

いしていくためのプロジェクトにぜひご参加ください。これまでのツイート・投稿は「#教師のバトン」で検索できます。たくさんの様々なご意見を寄せてくださり、ありがとうございます。引き続き皆さまのご参加をお待ちしております。

文部科学省「#教師のバトン」プロジェクト担当問い合わせ先: teachers-baton@mext.go.jp

「#教師のバトン」プロジェクト公式 Twitter
https://twitter.com/teachers_baton?s=03

「#教師のバトン」プロジェクト公式 note
<https://mext-teachers-gov.note.jp/>

< Twitter アカウントのイメージ >



期 間 2021年3月26日(金)～

参加方法 **方法①** Twitter・note公開アカウントをお持ちの方は、
#教師のバトン をつけてエピソードをツイート！

方法② Twitter・note公開アカウントをお持ちでない方は、
特設フォーム からエピソードを投稿！

匿名OK

<https://pf.mext.go.jp/admission/page-20820.html>



フォローしてチェック！

「#教師のバトン」プロジェクト

公式Twitter

公式note



※児童生徒等の個人情報漏洩、個人の特定に繋がる投稿は禁止です。

※投稿にあたり、所属長からの許諾等は不要です。

※「#教師のバトン」だけでなく、ツイート内容に応じて、右記の「#〇〇〇〇」や独自のハッシュタグなども追加していただくと興味に応じて検索しやすくなり、ありがたいです。

#個別最適な学び

#協働的な学び

#働き方改革

#新しい教育実践

#私が教師を選んだ理由

#業務改善のためのちょっと一工夫

#先生に教えてもらったこと

#ICTこうやって使ってます

#研修での学びが役立ってます

#子供の担任のここが素敵！

#校内の先生自慢

#教師をやっていてよかったと思う瞬間

#教師を目指す方へメッセージ

#先生にありがとう

文部科学省「#教師のバトン」プロジェクト担当
 問い合わせ先: teachers-baton@mext.go.jp

今いる場所で

一昨年の4月、文部科学省に研修生として派遣され、東京での生活が始まりました。初めての一人暮らしということもあり、不安半分、楽しみ半分という気持ちでのスタートでした。気がつけば2年。この文部科学省での勤務も東京での生活もあと残りわずかとなると、寂しく感じています。

最初は、通勤で身動きもままならないほどの満員電車に怯み、この混雑に慣れるのかと思っていましたが、帰省した時に乗った通勤時間帯の電車に対して「混んでいない」と感じたことに自分でも驚きました。通勤の地下鉄に限らず、どこに行っても人が多いということや夜の明るさも、いつの間にか当たり前と感じるようになりました。この原稿を執筆している今は、2度目の緊急事態宣言が発令されている真只中であり、いつも乗る時間帯の地下鉄も空いています。1年前の日常が少し懐かしく感じるほどです。

仕事では、皆さんの仕事の速さに驚きました。まず、キーボードをたたく音の速さが自分と違います。そして、資料を確認し、的確な判断できばきと仕事を進められる様子を圧倒されました。対して私は、大量に送られてくるメールの内容を理解することに追われ、質問しながら仕事を進めるのに精いっぱいでした。そんな私に対しても、分からないことを尋ねたときには、皆さんは時間をとって丁寧に説明し教えてくださいました。新しい場所に身を置くことは、自分でも気づかないうちに心細さがあったようで、周りにいる人の心の温かさに触れることで「よし頑張ろう!」と元気がでたものです。思えば、学校現場から教育委員会に異動したときも、仕事の違いに驚き、戸惑いがありましたが、いろいろな人に助けられてきました。地元から遠く離れた東京でも、職場が教育委員会から文部科学省へと変わっても、それは変わらないのだと思うようになりました。

「人とつながり、今いる場所で、できることを精一杯行う」

このことは、私が仕事に向き合う上でこれからも大事にしていきたいことです。

4月からは、地元に戻り、再び新しい環境での生活が始まります。文部科学省で過ごしたこの2年間でできた人とのつながり、視野の広がり、気づきなど、得たことを自分が「今いる場所」で生かせるよう頑張りたいと思います。

(Y. Y)

あとがき

■ 特集は、令和3年度の教育行政の指針となる「今年度の重要施策と課題」です。総合教育政策局関係、初等中等教育局関係、文教施設企画・防災部関係、スポーツ庁関係、文化庁関係、国際課・国際統括官付関係などの領域について掲載しています。各施策の推進に当たり、引き続き各教育委員会の御理解と御協力をよろしくお願いたします。

■ シリーズ「地方発!我が教育委員会の取組」では、横浜市教育委員会の取組を紹介しています。チーム・マネジャーを設置し、チームによる学年の経営を進めている横浜市の取組は、個別最適なきめ細やかな指導と教員の働き方改革の両方を充実させるための大きなヒントになるのではないのでしょうか。

■ お知らせは、「教育委員会関係事業の開催予定について」、「未来の学校へつなぐ「#教師のバトン」プロジェクトにご参加ください」です。

■ 令和3年度がスタートしました。このたび、『教育委員会月報』は電子版に移行いたしました。4月号および5月号の掲載が遅れており、お詫び申し上げます。今後は、紙面での発行は行わず、本号同様に文部科学省HPにて無料公開を行っていく予定です。

引き続き、お読みくださる皆様へ有用な情報をお届けできるよう、担当一同より一層精進してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

「教育委員会月報 令和3年4・5月号 No.859」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL : 03-5253-4111(代表)
- ・URL : <https://www.mext.go.jp>



文部科学省